

令和7年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第 2 号

9月11日（木曜日）

令和7年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

令和7年9月11日（木曜日）

議事日程 第2号

令和7年9月11日（木曜日）午後1時05分開議

- 日程第 1 議案第40号 令和7年度甘楽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 2 議案第41号 令和7年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第42号 令和7年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第43号 令和7年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第44号 令和7年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第45号 令和7年度甘楽町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 同意第12号 甘楽町教育長の任命について
- 日程第 8 同意第13号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第46号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第47号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 甘楽町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第49号 甘楽町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第50号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第17 議案第51号 令和6年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第52号 令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第53号 令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第 2 0 議案第 5 4 号 令和 6 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 1 議案第 5 5 号 令和 6 年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

日程第 2 2 議案第 5 6 号 令和 6 年度甘楽町下水道事業会計決算の認定について

日程第 2 3 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

日程第 2 4 議員派遣の件について

日程第 2 5 一般質問 第 1 番 萩原一章 (デマンドタクシー「愛のりくん」の利用拡大について)

第 2 番 中條道明 (部活動の地域移行について)

第 3 番 横尾稔 (居場所運営事業について)

第 4 番 田中享 (高齢者のゴミ出し支援について)

第 5 番 田中享 (災害時応援協定について)

第 6 番 新井六美 (住みたい、住み続けたい地域戦略の「空き家」「移住」について)

第 7 番 山田邦彦 (朝の子どもたちの居場所作りを)

第 8 番 山田邦彦 (より使いやすいトイレを)

第 9 番 山田邦彦 (訪問介護の復活を)

第 1 0 番 山田光男 (日本遺産「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」について)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	中條道明君	2番	萩原一章君
3番	田中享君	4番	新井六美君
5番	横尾稔君	6番	堀口博君
7番	白石豊樹君	8番	吉田恭介君
9番	山田光男君	10番	金田倍視君
11番	中野喜久勇君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	森平仁志君	教育長	近藤秀夫君
会計管理者（会計課長）	宇佐美智博君	総務課長	五十里比登志君
企画課長	田中睦宏君	住民課長	高橋義信君
健康課長	小間布美代君	福祉課長	高橋功君
産業課長	秋山勝重君	建設課長	小澤大蔵君
水道課長	富田和幸君	教育課長	増田剛久君

事務局職員出席者

事務局長	齋藤文康	書記	金倉遥香
------	------	----	------

○開 議

午後 1 時 0 5 分開議

◇議長（金田倍視君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次議事を進めます。



○日程第 1 議案第 4 0 号 令和 7 年度甘楽町一般会計補正予算（第 3 号）

◇議長（金田倍視君） 日程第 1、議案第 4 0 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 議案第 4 1 号 令和 7 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（金田倍視君） 日程第 2、議案第 4 1 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 3 議案第 4 2 号 令和 7 年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

◇議長（金田倍視君） 日程第 3、議案第 4 2 号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇
○日程第4 議案第43号 令和7年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇議長（金田倍視君） 日程第4、議案第43号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇
○日程第5 議案第44号 令和7年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）

◇議長（金田倍視君） 日程第5、議案第44号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇
○日程第6 議案第45号 令和7年度甘楽町下水道事業会計補正予算（第2号）

◇議長（金田倍視君） 日程第6、議案第45号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第7 同意第12号 甘楽町教育長の任命について

◇議長（金田倍視君） 日程第7、同意第12号を議題といたします。

本案については、採決に入る前に当事者であります教育長は退席してください。

[教育長 近藤秀夫君 退席]

◇議長（金田倍視君） 本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました近藤秀夫君から発言を求められておりますので、これを許します。

[近藤秀夫君 入場]

◇議長（金田倍視君） 近藤秀夫君、ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇教育長（近藤秀夫君） ただいま教育長の任命にあたりまして、議員の皆様方のご同意をいただきました。大変ありがとうございます。私、これからも甘楽町の教育行政の振興を目指して、一層の努力をして職務を全うしてまいりたいと思っております。

ぜひ今後とも議員の方々のご指導・ご鞭撻のもと頑張ってまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。（拍手）

◇議長（金田倍視君） ありがとうございました。自席へお戻りください。



○日程第8 同意第13号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（金田倍視君） 日程第8、同意第13号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、ただいま同意されました篠原道夫君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔篠原道夫君 入場〕

◇議長（金田倍視君） 篠原道夫君。ご登壇の上、ご挨拶をお願いいたします。

◇固定資産評価委員会委員（篠原道夫君） この度町長よりご推薦をいただきましてこの議会の皆様方の同意をいただきました、篠原道夫と申します。よろしくをお願いいたします。

固定資産税は町の収入の根幹をなすべきものであり、またその基本となります評価額に対しては納税者の皆様方の本当に厳しい目があるかと思えます。そんな折、審査申し出があった際には、公正な立場で検討しながら職を全うしたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

◇議長（金田倍視君） ありがとうございます。

〔篠原道夫君 退席〕

○日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（金田倍視君） 日程第9、諮問第2号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。

○日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（金田倍視君） 日程第10、諮問第3号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。

◇-----◇
○日程第11 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（金田倍視君） 日程第11、諮問第4号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり推薦することに決定されました。

◇-----◇
○日程第12 議案第46号 甘楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第12、議案第46号を議題といたします。

本件につきましては、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇-----◇
○日程第13 議案第47号 甘楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第13、議案第47号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第48号 甘楽町給水条例の一部を改正する条例について

◇議長（金田倍視君） 日程第14、議案第48号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第49号 甘楽町道路線の廃止について

◇議長（金田倍視君） 日程第15、議案第49号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第50号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（金田倍視君） 日程第16、議案第50号を議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 17 議案第 5 1 号 令和 6 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 18 議案第 5 2 号 令和 6 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

○日程第 19 議案第 5 3 号 令和 6 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

○日程第 20 議案第 5 4 号 令和 6 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

◇議長（金田倍視君） 日程第 17、議案第 5 1 号から、日程第 18、議案第 5 2 号。日
程第 19、議案第 5 3 号。日程第 20、議案第 5 4 号の各議案を一括議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

ここで「決算の審査意見報告」について、監査委員松浦彰一君から発言を求められてお
りますので、これを許します。

松浦彰一君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（松浦彰一君） 議長のお許しをいただきましたので、監査委員会を代表して
各会計の歳入歳出決算審査の経過と結果につきまして、その概要をご報告申し上げます。

それでは、お手元の令和 6 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況の審査意見書をご用
意ください。

まず 1 ページをご覧ください。第 1、審査の対象は、令和 6 年度甘楽町一般会計及び特
別会計歳入歳出決算並びに関係調書等でございます。

2 ページをご覧ください。第 2、審査の期日でございますが、白石委員とともに令和 7
年 8 月 21 日、22 日、26 日の 3 日間で実施いたしました。

第 3、審査の手続きにつきましては、1～4 に記載のとおり、関係法令に基づき行うも
のでございます。

なお、審査を行う過程におきましては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

次に第4、審査の結果につきまして、1. 審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であったと認められました。2. 各基金の運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められたことをご報告申し上げます。

次に3ページをご覧ください。第5、決算の概要でございますが、これはお手元に配布されております、令和6年度甘楽町一般会計及び特別会計決算書並びに決算に関する報告書を概要としてまとめたものでありますので、説明は割愛させていただきます。

6ページをご覧ください。第6、財政健全化判断比率の状況につきまして申し上げます。法律で定める健全化判断比率等（財政指標）では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に該当がなく、健全財政であると認められました。

次に、第7、各会計の審査における意見等を申し上げます。

1. 一般会計。（1）歳入についてでございます。町税の収納状況は、収納率が97.4%と昨年よりも0.3ポイント上昇しているとともに、前年度よりも収入未済額が現状しているので、滞納対策に成果認められます。しかし、今後も悪質な滞納者に対しましては、法的措置を講ずるなど、滞納金額の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いしたいと思います。また、不能欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査の上、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望いたします。町債の発行は、安全・安心なまちづくりなどに必要な財源ですが、後年度の住民に過度の負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な運用をお願いいたします。

（2）歳出でございます。予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められます。今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化・効率化を図り、費用対効果を考慮の上、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いいたします。

7ページをご覧ください。2. 特別会計について審査意見等申し上げます。

（1）国民健康保険事業特別会計でございます。今年度も実質収支が赤字となり、保険給付費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想されます。歳入では、国保税現年分の収納率が低下し、収納額全体でも被保険者数の減により減少となっておりますので、今後も賦課徴収等の強化により収入確保に努められるよう要望いたします。また、バランス

の取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に努めるようお願いいたします。

(2) 介護保険事業特別会計。65歳以上の人口に占める要介護者の認定率は、13.2%で引き続き県平均の18.2%を大きく下回ったことは、予防・支援事業の成果と認められます。要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切なサービス利用の供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き、制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものであります。

(3) 後期高齢者医療特別会計。歳入の主なものは、保険料と一般会計繰入金であります。保険料収納率は99.3%と前年比0.2%増と高く維持されており、収納対策の努力がうかがえました。歳出の99.4%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められました。

3. むすびでございます。審査いたしました、一般会計並びに各特別会計は予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、健全財政に努力されたことが認められました。今後も限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行をしていただきたいと思います。また、第6次総合計画「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け、積極的に事業に取り組まれるよう要望いたしまして、歳入歳出決算審査における意見といたします。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長（金田倍視君） 報告が終わりました。

質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第53号に反対の立場で討論いたします。

まず、この事業を行いたくさんの予防のための努力や運動を行い大きな成果をあげている町長をはじめ関係者の皆さんに敬意を表します。

昨年度から3年ごとの見直しにより、介護保険料が全国で値上げをする自治体が多い中、町では値上げせずに行うことができたことは大変に喜ばしいと思います。

特に1から3段階の皆さんは値下げが実現しました。大変素晴らしいことと思います。

私は、公的介護保険制度は社会保障制度の大切な一つの柱として位置付けなければならないと思っています。介護サービスを受けている人は群馬県全体では昨年度18.2%に

もなっているのに、甘楽町ではこれも関係者の皆さんの努力の成果があり、13.2%です。これは逆に言うと、ほとんどの方が介護保険のお世話にならずに一生を終えることが、一貫して明らかになっています。

それなのに、保険料は第1号被保険者に対しては一部補助がされているものの、基準の第5段階の人で年間6万9,000円です。特に第1段階の方は、生活保護受給者の方を含め、世帯全員が住民税非課税で、前年の所得金額が80万円以下の方たちですが、1万9,665円を負担されています。民間の保険ならば入らないのではないかと思える人たちですが、公的だからこそ大きな期待があり、皆保険だから逃れられないのがこの保険です。保険料を払った上に、利用料が1割も取られる、場合によっては2割・3割負担があります。いつでもどこでもサービスが受けられなければいけないのに、ほかの保険と違って認定をされなければサービスが受けられないなどなど、いろいろな矛盾があります。

特に昨年の4月から、介護報酬の引き下げが行われました。各事業所が大きな打撃を被っています。ある新聞の一面トップでは「訪問介護空白加速 事業所ゼロ107町村 半年で新たに10自治体 自民・公明が介護報酬を削減 休廃止増の原因に」の見出しで紹介しています。内容としては「高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が一つもない自治体が昨年末時点で、全国107町村にのぼることが9日本紙の調べで分かりました。半年間で新たに10町村が事業所ゼロとなりました。自公政権による2024年4月の介護報酬引き下げ後、事業所の休廃止が加速しています。サービス提供がない空白地域では、高齢者が地域で暮らし続けることが難しくなっています」と警鐘を鳴らしています。残念ながら甘楽町もその一つとなってしまいました。

私は、まず介護保険への国の負担割合を現在の25%から50%に増やすこと。1から3段階の人の保険料や利用料を無料にすること。また保険料や利用料のあり方を、支払能力に応じた負担に改めること。以前のように要介護1・2の方も特別養護老人ホームに入れるようにすること。そして介護・医療・福祉の連携で、健康づくりを進め、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備をすること。介護報酬を抜本的に大幅に引き上げること。そして福祉は人の立場で介護労働者の労働条件を守り、改善することが必要だと思います。残念ながらそうなっていません。

政府はいつも「消費税は福祉のため、そして社会保障の充実のために使う」と言っていますが、そうっていないのが現実です。

例えば、医療をみると会社員本人の窓口負担は、1割負担から3割負担に増えていま

す。高齢者の窓口負担も一律800円だったのが、現在では1から3割に増えています。

年金の保険料をみますと、1988年には消費税をつくる前年ですが、1か月7,700円が現在では17,510円。そのほか、介護保険についても少子化対策についても、住民負担がどんどん多くなってきているのが実際です。

消費税は所得の低い人ほど負担率の高くなる逆進性という欠陥がもともとあります。また導入以来、今までの消費税収は539兆円にものぼっています。一方では、この間の法人3税は318兆円が減税をされています。要するに、法人税収の穴埋めのために消費税の多くが消えてしまった形です。

今年の夏に行われた参議院選挙でほとんどの政党が、消費税の減税または廃止を訴えました。その結果、与党は衆議院に引き続いて参議院でも過半数割れを起こしました。まさに国民の多数が望んでいることが消費税の減税や廃止だと思います。また、株など有価証券を持っている富裕層には税が軽減されています。

大企業や富裕層への優遇はやめて、能力に応じて課税すべきです。そうすれば、今まで一生懸命に町のために働いてきていただいた高齢者に対し、大きな負担をさせずに済むのがこの保険の特徴だと思います。

本決算はそうになっていませんので、反対いたします。

◇議長（金田倍視君） 次に、議席7番、白石豊樹君。

◇7番（白石豊樹君） 議案第53号、令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険制度は、2000年に創設されて以降、高齢化が急速に進む社会において、高齢者や要介護者が必要とする介護サービスを公的に安定供給する枠組みとして機能しているといえます。

制度の最大の意義は、誰もが適切な介護サービスを受けられる権利を保障するとともに、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療・介護・地域生活支援を一体で提供する地域包括ケアシステムの中核を担う点にあります。

費用は増大していますが、これを公的制度として賄うことで、所得にかかわらず介護サービスを利用できる公平性を確保し、負担は世代間の相互扶助の形で分担しています。

高齢化が一段と進み、75歳以上の人口が急増する局面や、認知症・介護度の高い要介護者の増加といった課題に対しては、地域ごとに特性を踏まえた対応が不可欠であり、介護予防の推進、在宅サービスの充実、介護人材の確保・育成、サービスの質の向上を同時

に進めることが求められています。

介護保険制度は単なる給付制度にとどまらず、地域社会の絆を強化し、家族の負担を軽減し、誰もが安心して暮らせる社会を支える土台となっているといえます。

このような介護保険制度の趣旨のもと、町は介護給付を抑えるべく、介護予防事業に早くから力を入れており、関係機関や団体と連携しながら、介護予防に資する認知機能向上のためのコグニサイズ、にこにこサロン、筋力トレーニング教室などを積極的に実施しております。

このような取り組みの結果、第1号被保険者に占める要支援や要介護者の認定率は13.2%で、引き続き県内市町村の中では低い水準を保っており、結果的に公費負担が伴う介護給付の支出を抑える結果にもつながっているといえます。

令和6年度の決算状況をみますと、歳入総額は13億2,586万7千円で、歳出総額は11億6,515万7千円となり、歳入歳出差引額は1億6,071万円の黒字決算となっております。翌年度清算額として、国や支払基金等への返還額の見込みを差し引いても実質の繰越額は1億1,617万2千円となっており、健全な財政運営が行われていると評価できます。

今後も急速な高齢化の進展により、要介護認定者や認知症高齢者の増加が予想されますが、誰もが健康でいきいきと生活できるよう、介護や認知症予防に資する取り組みをより一層強化するとともに、たとえ要介護や認知症状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、引き続き適正な財政運営に努めることを強く要望して、賛成討論いたします。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 次に議席12番、山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第54号について反対の立場で討論いたします。

まず、本事業を執行する上で、町長をはじめ関係者の皆さんの努力に敬意を表します。ちょうど昨日は町の敬老会が行われ、元気な高齢者が集い長寿をみんなで祝いました。主催者をはじめ各来賓・関係者からは、口々にお祝いと今までのご努力をねぎらい感謝の言葉が発せられました。長い間社会や家族、会社や地域のために働いていただき本当にお疲れさまでした。

また、保育園やこども園の子どもたちからもいつまでも長生きしてくださいと、願いが伝えられました。そもそもこの日本の社会では、70歳では古希、77なら喜寿、88で

米寿、その後卒寿、白寿、そして桃寿と高齢を心から祝う社会でした。その考え方で高齢者医療をみるならば、保険料も医療費も無料にすることが本来の姿だと思います。

実際に1973年から10年間は老人医療費の無料化が行われました。その後、紆余曲折をへて2008年4月に老人保健制度に変わる75歳以上を対象とした新しい制度「後期高齢者医療制度」が始まりました。

この制度は、戦後必死に働いてきていただいた高齢者に対して、晩年になったら国から捨てられると感じられるような制度です。かつて「姥捨て山」と表現する方もいらっしゃいましたが、お金を取られることを思えば姥捨てよりもひどいこととなります。こんな制度でいいはずがありません。

後期高齢者医療制度は、75歳以上を一律に後期高齢者と決めつけて、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させました。世界の中の国民皆保険制度の国々では、ほかに例が見当たりません。

政府は後期高齢者の特性を「治療に時間も手間もかかる。認知症も多い。いずれ死を迎える」と規定しています。だからこそ、温かく支える必要があると思います。保険料は減税措置があるとはいえ、生活保護受給者を除いて、一人一人から徴収します。

発足当時、群馬県内の3町村のみ軽減されていた保険料も、現在は県内一律の料金となりました。これは、町長をはじめ町の関係者の皆さんの努力によって医療費が低く抑えられていたので保険料が安くなっていたのを、ほかの市町村と同額の保険料にされたということで、町の努力に対する評価をしないという表れで納得ができません。

何よりこの保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料の負担増になれば、企業のグローバル競争力の低下を招くとして、制度改悪を強く求めてきました。自分たち企業は大きな利益をあげながら、国民の皆さんに犠牲を押しつける大変身勝手な態度といえます。

財政難を理由にして、高齢者の負担増をする、こんな政治は認めてはいけないと思います。私は、即中止、撤回するべきと思います、反対をいたします。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 次に、議席6番、堀口博君。

◇6番（堀口博君） 議案第54号、令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、制度創設以来18年が経過し、広く周知も図られ、町民の理解

も得られた制度になっているものと認識しております。

令和6年度の決算状況は、歳入総額2億1,318万5,000円で、歳出総額は2億730万1,000円となっており、歳入歳出差引額は588万4,000円の黒字であります。

歳入の主なものは保険料で、歳入全体の71.8%を占めており、収納率は99.3%です。このことは、本制度の周知と収入の確保に努めた結果であると理解しております。

また、歳出については、群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金として、甘楽町が徴収した保険料及び被保険者の保険料の軽減分を群馬県と甘楽町が負担する保険基盤安定負担金が主なもので、いずれも適正な予算執行が行われております。

今後も、対象者である高齢者が安心して医療が受けられるよう、適切な対応をいただくとともに、本事業の長期安定化及び健全化のため、より一層の向上と努力が払われるよう要望いたしまして、賛成の討論といたします。

◇議長（金田倍視君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） なければ、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第51号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第52号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第53号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金田倍視君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第54号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（金田倍視君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

○日程第21 議案第55号 令和6年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

○日程第22 議案第56号 令和6年度甘楽町下水道事業会計決算の認定について

◇議長（金田倍視君） 日程第21、議案第55号、及び日程第22、議案第56号の各議案を一括議題といたします。

本件につきましても、すでに提案説明が終わっております。

ここで、「決算の審査意見報告」について、監査委員松浦彰一君から発言を求められておりますので、これを許します。

松浦彰一君、ご登壇して、報告を願います。

◇監査委員（松浦彰一君） それでは水道事業会計、下水道事業会計決算審査の経過と結果につきまして、その概要をご報告申し上げます。

審査意見書8ページをご覧ください。第1、審査の対象は、令和6年度甘楽町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期日は、令和7年7月25日でございます。

第3、審査の方法については、1～3に記載のとおり行いました。なお、審査を行う過程においては、必要に応じて担当課長等の説明を求めました。

9ページをご覧ください。第4、審査の結果でございます。1. 審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表等の各調書は、法令に準拠し作成されておりました。

2、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められました。

次に第5、決算の概要につきましては、決算書の要旨をまとめたものでありますので、割愛させていただきます。

11ページをご覧ください。第6、経営指標につきましては、上水道については給水収益で賄えている状況です。しかし下水道事業におきましては、賄えていない状況のため、

経営状況の改善を図りながら引き続き計画的・効率的な運営が求められています。

次に12ページ第7、水道事業会計における審査意見等を申し上げます。(1)有収率は、上水道では前年度より改善されております。簡易水道では低下に転じているため、引き続き漏水防止対策を強化し有収率の向上をお願いいたします。(2)水道料金の滞納者へは、健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望いたします。(3)施設の老朽化対策にあたりましては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いいたします。そのためには、企業的経営感覚と原価意識をもって、経営の合理化と経費節減に努力されるようご留意願います。

むすびに、今後とも健全財政を堅持しつつ、上水道事業では安全でおいしい水の安定供給、また下水道事業では接続推進を図りながらより一層の工夫と努力を望み、令和6年度甘楽町水道事業会計・下水道事業会計の決算審査意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

◇議長(金田倍視君) 報告が終わりました。

質疑・討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第21 議案第55号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長(金田倍視君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて採決に入ります。

お諮りいたします。

日程第22 議案第56号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長(金田倍視君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

◇

○日程第23 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長(金田倍視君) 日程第23、閉会中の所管事務継続審査・調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査申出書」のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

○日程第24 議員派遣の件について

◇議長（金田倍視君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定によりお手元に配付しました「議員派遣の件」についてお諮りいたします。

配付書記載のとおり議員派遣することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。よって、配付書記載のとおり議員派遣することに決定いたしました。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○日程第25 一般質問

◇議長（金田倍視君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第25、一般質問を行います。

質問はあらかじめお手元に配付した質問一覧表により発言を許します。

通告書に従って、簡潔にお願いします。

最初に質問番号1を議席2番萩原一章君、登壇の上、質問を願います。萩原君。

◇2番（萩原一章君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき「デマンドタクシー『愛のりくん』の利用拡大について」質問させていただきます。

甘楽町デマンドタクシー「愛のりくん」は、平成26年4月1日からバス路線廃止後の代替輸送手段として導入され、高齢者を中心に多くの町民や町外からの旅行者等に利用されています。町民にとってなくてはならない交通手段となっています。

しかし、コロナ禍以前は、年間の利用者数が延べ9,000人を超え、1万人に迫る勢

いであったのが、コロナ禍以後6,000人台に落ち込み、今日まで回復しておりません。町民からは使い勝手上の課題も指摘されております。運用開始から11年を経過しておりますが、この間、運用上の大きな見直しもされておりません。町民にとって欠くことのできない大事な交通手段であるデマンドタクシーの利用拡大に向けて、運用の見直しが必要ではないでしょうか。

そこで伺います。

①利用者登録や乗車予約の方法について、現在、電話またはファクスで出発時刻の1時間前までの予約、8時便と9時便は前日の午後6時までとなっておりますが、手段を多様化し、時間制限を見直すなどの改善ができないでしょうか。

②運行経路について、現在、利用者の予約した乗降区間で運行していますが、利用の多い施設等を固定の場所（停留所）とする路線バスのような運行経路も考えられるかと思いますが、いかがでしょうか。

③運行範囲について、現在、原則町内のみとされ、町外では富岡総合病院と公立七日市病院の2施設が利用可能となっております。利用拡大に向けては、町外の運行施設を増やすことも有効ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

④運行は、町からの委託を受けた事業者が当たっています。利用拡大に向けては、運行の安全性、確実性や緊急時対応能力の向上を進めていくことが、事業者に求められます。その観点から、町からの補助金の増額も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、萩原議員からの「デマンドタクシー『愛のりくん』の利用拡大について」のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、全国の多くの自治体で様々なタイプの運行形態でデマンド交通が運行をされています。甘楽町は乗り合い方式の自由経路型での運行形態であります。萩原議員のおっしゃるとおり、新型コロナ発生以降は利用件数が減少し、昨年度は年間で6,141台の運行となっております。

町といたしましても、町民の皆さんの生活に欠かせない地域交通対策の柱の一つとして、デマンドタクシー「愛のりくん」の充実した運行と、その利用促進に努めてまいりた

いというふうに考えています。

ご質問の詳細につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきますので、ご理解賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） 命によりお答えいたします。

ご質問①の「登録や予約方法について、手段を多様化し、時間制限を見直す改善」についてですが、運行当初より、1時間前までに予約として実施をしております。これは、事業開始当初の話し合いの中で、一般タクシーの利用を守る、それから配車や運行ルートを決めるために必要な時間として、双方の合意を得ての運用となっております。

本格運用開始から現在までの間に、個別ではありますが、予約の締め切り時間の短縮をご相談したこともございますが、了承は得られず、現在に至っている状況でございます。

また、手段の多様化につきましては、運行业者と相談をいたしまして、LINE等を使った利用者登録、予約方法を今後検討していきたいと思っております。

次に、②の「利用の多い施設を停留所とする路線バスのな運行経路」についてのご質問でございますが、現在の運行は、タクシー車両を使用している運行でありますので、停留所に乗車定員数を超える利用者があった場合、乗り切れない状況も生まれ、トラブルの原因となりますので、現段階では路線バスのな運行を行う考えはございません。

続きまして、ご質問の③「町外への運行施設を増やす」のご質問でございますが、こちらも事業開始前の打合せで決定した事項になります。しかしながら、町としても、何度も公共交通協議会に提案をし、協議を行ってまいりましたが、民間タクシー組合の賛同が得られず、現状の2か所のままとっております。行政のサービスを向上させればさせるほど、民間業者の経営を圧迫してしまうのも事実でありますので、今後状況を見つつ、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、ご質問④の「運行の安全性、確実性、緊急時対応能力の向上のため、町からの補助金増額を検討すべき」についてのご質問ですが、令和7年度におきましては、従業員への給料ベースアップの要望によりまして、人件費単価を上げて、補助金の増額を実施いたします。

今後につきましても、厳しい財政状況ではございますが、運行継続はもとより、甘楽町の公共交通としての質の向上に繋がるよう、補助金の増額を検討していきたいと考えております。

町も、今後さらにデマンドタクシー「愛のりくん」の利用促進に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、地域公共交通へのご支援、ご協力を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

萩原議員。

◇2番（萩原一章君） 各面で前向きの回答をいただき、ありがとうございます。

③の運行範囲について、私のほうからさらにご提案申し上げて、お答えいただけたらというふうに考えます。

現在、定住自立圏構想に基づいて共同運営している教育支援センター「よもぎ教室」がありますが、これも富岡市に所在しています。6名の児童・生徒が登録をしているということですが、このような子どもたちは、親の送迎でその教室に通所しております。親が仕事等で送迎できない時、欠席となっております。そのような子どもたちにこそ、デマンドタクシーの手を差し伸べるべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 企画課長。

◇企画課長（田中睦宏君） それでは、町外の運行になりますので、公共交通会議のほうにもう一度お諮りをして検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問ありますか。

萩原議員。

◇2番（萩原一章君） 前向きの回答をありがとうございます。

担当の課長からの答弁の中にもありました、運行開始してから11年を経過しておりますが、大変運行事業者が厳しい状況に置かれているという話です。であればこそ、利用者が利用しやすい、そして安心して安全に運行していただくことがより一層必要になってくると思ひます。そういう点でも、町からの支援を一層お願ひして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

◇議長（金田倍視君） 要望ということではよろしいですか。

◇2番（萩原一章君） はい。

◇議長（金田倍視君） 以上で、萩原一章君の質問が終了しました。

次に、質問番号2を議席1番中條道明君、登壇の上、質問をお願いします。

◇1番（中條道明君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づき「部活動の地域移行について」質問させていただきます。

少子化が進行する中、学校部活動を今までと同様の体制で運営することは難しくなってきました。学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる目的で、学校部活動の地域移行が全国的に進められています。

群馬県では、令和5年2月に、令和5年度から令和7年度の群馬県における公立中学校等の学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行に向けた推進計画が示されました。甘楽町においても、子どもたちの健全な育成と地域の教育力の向上を目指し、地域移行への取り組みが始まっていると認識しております。

そこで、以下の点についての見解を伺います。

①番、これまでに、部活動の地域移行に向けて、町ではどのような準備・施策を講じてきましたか。

②番、指導者不足、活動場所の確保、地域格差、費用負担など、様々な課題が挙げられると思いますが、町としての対応策をお聞かせください。

よろしく願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 中條議員の「部活動の地域移行について」のご質問にお答えいたします。

議員からご質問がありましたとおり、全国的に少子化が進む中、学校での部活動を従前と同様の体制で運営していくことが難しくなってきました。また、教職員の働き方改革を推進し、学校部活動の地域連携や地域移行を進めていく必要があることも、重々理解しております。少子化と教職員の働き方改革の状況を踏まえつつ、子どもたちが生涯を通じてスポーツや文化芸術に親しめるよう、環境を整えていくことが重要であり、これらの課題に対し、学校部活動の地域連携や地域移行を計画的に進めてまいりたいと考えております。

質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたくよろ

しくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 教育課長。

◇教育課長（増田剛久君） 命によりお答えいたします。

初めに、①の「これまでに部活動の地域移行に向けて、町ではどのような準備・施策を講じてきましたか」についてですが、町では令和元年度に「中学校部活動の在り方検討会議」を設置し、学校外の活動主体や運営方法等の在り方について検討を開始いたしました。以降、外部人材の配置が進む学校や各地の部活動等について情報収集を行い、地域人材や団体等との連携を段階的に進めてまいりました。

そのような中、現在、部活動指導員を3名配置しております。ソフトテニス部では、男子1名、女子1名、バレーボール部女子1名となります。その他、サッカー部、剣道部、吹奏楽部につきましては、外部の方に指導をいただいております。

次に、②の「指導者不足、活動場所の確保、地域格差、費用負担など、様々な問題が挙げられると思いますが、町としての対応策を分かる範囲でお聞かせください」でございますが、現在実施しております部活動指導員の配置を多様な種目に広げるため、指導者の確保が課題として挙げられております。そのため、学校との協議による移行を重視した上での人材確保ができるよう、地域のスポーツ団体や文化芸術団体との連携を促進するとともに、人口が多く選択肢の多い都市部との地域による格差を軽減するため、富岡甘楽地区のみならず、広域的な連携も視野に入れた協議を検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

中條議員。

◇1番（中條道明君） 令和7年度までが推進計画ということで、本格的に動き出すのは来年度から、令和8年度から令和13年度というふうになっているので、これからいろいろ本格的に動いていくことだと思うんですけども、現時点で子どもたちやその保護者、また地域の皆さんにどの程度、この部活動の地域移行ということが認識されているかというのは、私も数年前にこの言葉を聞いた時に、中学校の部活動がなくなっちゃうよというようなそんな話からこの話を聞きました。だから、まだ全然周知されている部分はないかと思うんですね。

この地域移行についての情報が、正しくやっぱり皆さんに周知されるために、これまで

に児童やその保護者、また地域の皆さんに、説明会や意見交換会とか、そういうものを設けてきたことはあるんでしょうか。また、なければ今後そのような地域移行の具体的な進捗状況や細かい情報提供ですね。そういったことの説明会をする開催予定があるか、その辺をちょっと伺いたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） ただいまの質問についてなんですけれども、先ほど議員がおっしゃるとおり、本格的な令和8年度から令和13年度に、つい最近ですね。令和7年5月16日、国の検討を最終報告のような形で出されました。そして、それを基にこれから進む訳なんですけれども、今までの出ておりました方針ですとか、そういうものについては、地域連携、地域移行というような言葉で報告をされているんですけれども、地域移行という言葉が何か一人歩きをして、先ほどにあるように、今までの学校の部活がなくなるのではないかと、そういうようなことは学校現場では、また我々としては、そういう捉え方ではなかったんですね。あくまでもそれは、学校の部活動というのは、学習指導要領の中にきちんと位置付けられております。そして、現在の指導要領によっても、教科ではないんですけれども、学校の部活動というのは歴史的に子どもたちの成長にも非常に意義があることでありということで、教科外の特別活動として生きております。

我々の学校については、学習指導要領が法的な根拠の1つの基礎になっておりますので、その中でもう部活が終わるとか、そういうことは一切今までも無いので、それを終わるんですよとか、終わったらどうするんですよというようなそういうような議論をあえてしてはいませんでした。それが、特に甘楽町なんかでは、そういうスタンスでおりましたので、今まではそういう形でした。

そして、先ほど申しましたような令和13年を見越しての国の方針なんですけれども、これもあくまでも休日の部活動の活動をどうしていくかという方針が出されただけであります。あくまでも、休日の部活動を大きな市町村あるいは県、また小さな市町村が全国的にどう進めていくかということでありまして、部活動自体の改革ですとかの方向は、まずは令和13年度までに休日の部活動についてできるだけ地域に、もう今度は、現在、移行という言葉は何かそのまま地域に渡すというか、行っちゃうんじゃないかという、そういうのがありましたので、国の最終報告からはもう「移行」という言葉はありません。地域に少しずつでも展開をしていくという「地域展開」という言葉が使われておりまして、そういう意味で、徐々にそれぞれのやれるところというか、地域に合わせたように、それを

するということじゃなくて、あくまでも国のほうは、地域部活動の地域展開の実現を令和13年度までに実現を目指していくんだと、それぞれの地域の現実、現状に合わせてという、そういう方向で、最終的に今、意見書のまとめが出たところでございます。

ですから、我々もこれをまずは1つの目指す方向として位置付けて、令和13年に向かっていろいろなところで必要であれば、例えばそれぞれの学校においても、もうどうしても活動ができない部活も出てきてございます。子どもが1年生が1人しか入らない。2年生、3年生がもう抜けると試合に出られないと。それはもうその学校、それぞれの学校の事情ですよね。学校の中でどうしていくかというのは、保護者会ですとか、地域の子どもたちもいろいろ考えていると思いますし、学校でいろんな協議をしているということもございます。

そういう中で、いま1つの目安が示されましたので、甘楽町も少しずつ令和13年度までに、休日における原則、あくまでも原則なんですけれども、それを地域展開という形で少しずつできるところから、先ほども課長の答弁にもありましたように、いろいろな関係団体、あるいは広域的なところも含めて、お知らせをしたり協議をしたりというのを、現実に沿った形の中でできる限り展開をしていきたいというのが現状でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願ひします。

中條議員。

◇1番（中條道明君） 今お話がありました「地域移行」からの「地域展開」になったというこれは、つい最近なったらしいんですけれども。この辺も含めてやっぱりいろんな部分で周知していただく、特に今小さいお子さんを持つ、これから小学校へ上がる、そういう保護者の方には理解をしていただかないと、ずっと不安のままでいるかなと思うんですね。実際、甘楽中なんかでも、確かに今おっしゃったように、子どもが少なくなって部活動をもう廃部しなきゃいけないという状況にもなっているという話を聞いています。

ですから、今後この地域展開になるにしても、地域間の格差をなくして、子どもたちがより自分の希望する部活動に参加できるような体制を甘楽町として、こういうものだというのを出していただけるとありがたいと思ひて、最後の要望とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◇議長（金田倍視君） 以上で、中條道明君の質問が終了しました。

次に、質問番号3を議席5番横尾稔君、登壇の上、質問を願います。

横尾稔君。

◇5番（横尾 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして「居場所運営事業について」質問させていただきます。

少子高齢化と核家族化が進み、単身で暮らす人が増える中で、交流の拠点や居場所、通いの場といった、集いの場づくりが進められています。町においても、地域包括ケアシステムの一環として、8月に委託先の社会福祉協議会の下、多様な主体による居場所運営事業説明会が開催されました。主な種類として、子どもの居場所づくり、高齢者の居場所づくり、多世代向けの居場所づくりですが、いずれも社会的な孤立を防ぎ、健康維持や生きがいを見つけ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的としています。単に場所を提供することだけではなく、地域に根差した居場所づくりを目指すためにも、以下を質問します。

①居場所づくりは、こども家庭庁をはじめとする関係府省庁、内閣府、厚生労働省、文部科学省が一体となって推進している施策ですが、町の目指す運営方法をお聞かせください。

②運営・設立には、国の補助金をはじめ、民間財団の助成金、町独自の補助金制度の活用も重要と考えられますが、主要な方法と条件をお聞かせください。

③最後に、こうした取り組みは、広く町民の方に知ってもらうことが必要です。回覧板や広報紙だけではなく、対象と思われる団体や地域に出向いて説明することが望まれますが、いかがですか。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、横尾議員からの「居場所運営事業について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、人口構造、そして家族構成の変化などにより、かつてあった近隣の助け合いや人との繋がりが希薄になってしまうと心配している、そんな状況になっています。そのような中、交流の拠点、居場所、そして通いの場などの必要性がますます高まっていると認識をしているところです。

居場所づくりにおいては、地域住民が日常的に集い、互いに支え合いながら、子どもからお年寄り、障がいのある方など、様々な世代や背景を持つ方々が気軽に立ち寄れる、多様な居場所が地域に複数あることが理想であると考えております。

このような中、現在町では、地域の皆さんや関係団体などのご協力を得ながら、小さなお子さんや保護者を対象とした「子育て支援センター」の運営をはじめ、子どもたちの放課後の居場所づくりの一環として「放課後子ども教室」や「学童保育所」などを運営しております。また、高齢者を対象としたものでは「おたっしゃ会」や「多様な主体による居場所」づくりを推進しているほか「いきいき筋力トレーニング教室」「にこにこサロン」などの介護予防に資する「通いの場」づくりにも取り組んでおります。

今後も様々な居場所づくりを通じて、地域住民の皆さんが安心して、そして生き生きと暮らし続けられるよう、町としても地域住民の皆さんの主体的な活動を支援してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 命により「居場所運営事業について」のご質問にお答えいたします。

初めに、①の「居場所づくりにおける町の目指す運営方法について」ですが、単に居場所といっても様々な在り方があり、様々な人を対象としたものがあると思われれます。大事なことは、その居場所が「行きたい」「居たい」と思えるようなそんな場所であると同時に、いろんな人たちが世代を超えて交流できる場であることが理想であると考えております。居場所を通じて、様々な人が出会い、人と人との繋がりが生まれ、自己肯定感や役割を感じ、この地域に住んで良かったという安心感が広がるものと考えます。そのような居場所において「ちょっと困っている」という声が上がれば「それなら任せて」という助け合いの関係が始まり、そこに居場所の意義があると考えております。

最近では、関係団体のご協力により「こども食堂」や「月一無料学習会」などが開催されており、子どもたちの支援や居場所づくりを目的とした多世代交流なども始まっています。そのほか、10月からは善慶寺南地区において「ふれあい小さな図書館」という読み聞かせですとか、学習支援、多世代交流などを目的とした居場所が新たに立ち上がるなど、住民主体の動きなども見られます。

町としても、このような「何かしたい、やってみたい」そういう意思を尊重し、住民主体の地域みんなで助け合う活動を推進するとともに、それを実現し継続していけるように、支援することが必要であると考えております。

次に、②の「運営と設立における補助金制度の活用について」ですが、国においては内閣府、厚生労働省、文部科学省所管の様々な補助金制度があるほか、群馬県で行っている補助制度もございます。運営主体、対象者、活動内容によって、要件ですとか、補助額も異なりますので、いくつか代表的なものを申し上げます。

まず、子どもの居場所についてですが、居場所を新たに開設する際に、県の「こどもの居場所づくり応援事業補助金」制度がございます。子どもの居場所を新規開設する民間団体に対して、原則として毎月1回以上定期開催し、概ね5人以上の子どもの利用が見込める活動に対して、10万円または20万円を上限に補助金が交付されます。そのほか、朝や放課後の居場所づくりに対して、県の補助金制度を活用することもできます。

一方、町の補助金制度を活用した高齢者の居場所づくりの一例としましては、おたっしや会がございます。65歳以上の高齢者を対象としており、原則として10人以上で組織し、月1回以上活動する団体に対して、会員の人数や開催回数によって、1万円から6万円までの助成を行っております。

次に「多様な主体による居場所運営事業」という取り組みがございます。この事業は、社会参加、生きがいつくり、介護予防に資することを目的としており、高齢者が気軽に集い、実情に応じた多様な主体による居場所づくりの運営通じて、介護予防や生活の支え合い活動を推進するものです。町内在住の概ね65歳以上の高齢者が3人以上参加し、原則として週1回以上、軽運動やレクリエーションなどの活動を行う町内の法人または個人に対して補助金を交付しております。補助対象経費については、備品購入費として立ち上げ時に限り上限3万円、運営活動費として消耗品費などで1回当たり上限1,000円、食料費として1人につき1回当たり上限100円を支給できることとなっています。

おたっしや会や多様な主体による居場所運営事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられております。これは保険料、国・県・町の負担などで成り立っております。

今年度における町独自の補助金としましては、こども食堂の運営に要する経費の一部を補助する「こども食堂支援事業補助金」制度がございます。原則として月1回以上開催し、1回当たり10食以上の食事を提供できる団体に対して、25万円を上限として補助金を交付することとなっております。

今後は、様々な居場所づくりの推進にあたっては、国・県の補助金が活用できるかどうかも含め、民間財団の助成金などの活用も検討する必要があると思っております。先進事例を参考にしながら、補助対象要件などについても、十分調査・研究をさせていただければと考えております。

次に、③の「周知方法等について」ですが、議員のおっしゃるとおり、居場所づくりを推進するためには、多くの住民に知ってもらい、活動したいと思える機運を醸成することが重要であると考えております。

今後は、回覧板や広報だけでなく、対象となり得るような活動をしている団体等には声かけを随時させていただくほか、必要に応じて様々な会合に出向いて説明することも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） 大変前向きな支援法や機運の高まる答弁をいただきました。

この居場所づくりの発端は、令和元年に川崎市や練馬区で発生した社会的孤立を背景にした事件を受けて、その当時の厚生労働大臣が、社会全体で解決をしようということで、誰にとっても安心して暮らせる場所や自らの役割を感じる機会がある、生きていくための基盤になるという、こういうようなメッセージを出され、国を挙げて居場所づくりの実践が広がったという形のことを勉強しました。

特に、今回言っていただきましたいろいろな支援と条件、方法ですが、私がこの居場所づくりの講習説明会に行った時の印象は、今現在やっているおたっしや会や学習支援という、そのほかに新しい居場所づくりをしていくように目指すような、そういうような説明会のように感じておりました。もちろん、今の答弁の中で、そう推し進めてくれるという形のものを受け止めてのお話なんですけれども、ポイントは、誰でも歩いて行ける距離の居場所、そういうものを町が目指して作ってくれれば、これはまた非常に住民が分かりやすく、通いやすく、第3質問ではその設立の件でかぶるのでちょっと言いませんけれども、そういうような形のものを目指して、人数的にも、先ほど課長が言いましたように、65歳以上の高齢者が3人以上参加してというこのインパクトのあるうたい文句、そして週に何回とか時間とかもあります、3人以上でこうやって歩いていける近くの居場所ができれば、これはもう設立と同時に、運営に携わる人もやってみようという機運が高まる

のではないか。そう思ったんですけれども、ちょっと歩いていけるような距離の居場所づくりという新しい考えではなかったのか、ちょっとお聞きしたいんですけれど。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） こちらについては、新たにということではなく、現行の集まりというんですかね、おたっしや会とは別なんですけれども、そういう小さなコミュニティからそういう居場所づくりを推進して、そういう対象者によっても、認知症の方ですとか、ひきこもりの方ですとか、いろんな居場所というのがあって、高齢者に特化したものであれば、小さな単位からコミュニティからという居場所づくりを推進していこうという一環になります。必ずしも新しいものを必ずやらなければいけないものじゃなくて、小さいつもやっているようなことを、そういう位置付けとして、居場所に位置付ける。そういう居場所をいくつか作っていける、そういった感じの取り組みを推進しているところでもあります。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いします。

横尾議員。

◇5番（横尾 稔君） お話の中で、支援金や助成金をうまく使って、実現可能な居場所づくりをしていきたいという、そういう意味合いと、私が提案してそうしていただきたいという思いが一緒でしたので、これ以上の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

◇議長（金田倍視君） 以上で、横尾稔君の質問が終了しました。

次に、質問番号4及び5を議席3番田中享君、登壇の上、質問を願います。

◇3番（田中 享君） 議長の許可をいただきましたので、一般通告書に基づき質問をさせていただきます。

初めに「高齢者のゴミ出し支援について」。

内閣府が公表した令和6年版高齢社会白書によりますと、令和5年10月1日現在、我が国の高齢化率は29.1%となっています。群馬県統計課が令和6年12月25日に公表した群馬県の年齢別人口によると、令和6年10月1日現在、群馬県の高齢化率は31.3%となっております。また、同調査結果によると、甘楽町の高齢化率は37.2%となり、県内35市町村のうち、17番目の高さになっています。参考に1位は南牧村の69.1%でした。

このように、超高齢化社会が進む中、ゴミ出しが困難でありながら、必要な支援が受けられない高齢者が増えています。ゴミ出し支援が受けられない場合、次の状況に陥ることが心配されます。

1つ目は、高齢者が無理にゴミ出しを続ける状況で、毎日大変な思いをするとともに、転んで怪我をする危険性もあります。

2つ目は、ゴミ出しができなくなってしまう状況で、ゴミがたまった不衛生な部屋で生活を送ったり、さらに深刻化すると、ゴミ屋敷になったりする恐れもあります。

3つ目は、曜日や分別ルールを守らずに、不適切なゴミ出しを続けてしまう状態で、集積所のゴミの散乱に繋がります。また、介護ヘルパーや週末に世話をしに来る家族が、近所に迷惑をかけることを気にしつつも、やむを得ず収集日でない日にゴミを出してしまう場合もあります。

以上の状況は、ゴミの収集・運搬に支障を来したり、近隣住民とのトラブルに繋がることも懸念されます。

そこで、高齢者のゴミ出し支援について、次のとおり質問いたします。

1、町における高齢者世帯の数と、そのうちゴミ出しに困難を抱える世帯の割合はどの程度でしょうか。

2、高齢者のゴミ出し支援に関する現行の取り組みや制度について、具体的な内容とその効果はいかがでしょうか。

次に「災害時応援協定について」お伺いします。

近年、災害をもたらす異常気象が毎年のように発生し、豪雨による洪水被害、異常高温による干ばつ、森林火災など大きな被害が発生しています。また、異常気象以外にも、東日本大震災など、地震や津波の被害も発生しています。

こういった災害から命を守るためには、一人一人の災害に対する心構えや知識と備えが必要です。しかしながら、大規模災害発生時には、各個人の活動にも限界があります。また、ライフラインや情報通信網の断絶、パニックの発生、自治体庁舎の損壊や職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下することが予想されます。このため、被災自治体単独では、多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足にできないという状態が発生します。

このような事態に対処する手段の一つとして、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者等との間で締結される協定が

「災害時応援協定」です。民間事業者は、自治体には無い専門的な技術や知識、資機材などを有しており、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、幅広く的確な応急活動が期待できます。

そこで、町の災害時応援協定について、次のとおり質問いたします。

- 1、現在、町が締結している協定の数及びその相手方について。
- 2、協定の内容及びその効果について。
- 3、協定に基づく応援体制の具体的な運用方法について。

以上、よろしく願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） 田中議員から2つの質問をいただきました。

初めに「高齢者のゴミ出し支援について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、超高齢化社会が進むにつれ、ゴミ出しをはじめ、買い物、掃除や洗濯など、様々な生活支援が必要な高齢者が増加するものと思われまます。特に、高齢者のゴミ出し支援は、体力や身体的に不安を抱える方々の負担軽減をはじめ、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上で、重要な施策の一つであると認識をしております。

現在、町では、委託先である甘楽町社会福祉協議会と連携し、生活支援サポーターの皆さんの協力により、支援が必要な高齢者に対して、ゴミ出し等の生活支援を実施しております。今後におきましても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な困り事に対して必要な支援を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせますので、ご理解を賜りたくよろしく願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問になります。「災害時応援協定について」のご質問にお答えをさせていただきます。

近年、想像を超える異常気象や地震などの自然現象により、様々な地域で災害が発生をしております。甘楽町においても例外ではなく、令和元年10月に発生した台風19号による被害が記憶に残っているところです。町では、台風直撃に対して避難勧告を全庁に発令し、7か所の避難所を開設して、1,000人を超える住民の皆さんの対応を行ったところあります。幸いにも、町民の皆さんには人的被害はありませんでしたが、住宅の部

分損壊や床上浸水、停電あるいは断水、土砂崩れによる道路の寸断など、激甚災害となる大きな爪痕を残しました。

議員のおっしゃるとおり、災害時の応援協定は、災害発生時の初動対応の迅速化、並びに組織的に相互支援を行う共助の仕組みとなります。これらは、被害の拡大を抑制するとともに、復旧・復興を円滑に進めるための法的・制度的基盤の整備を目的としています。

町における応援協定の締結状況等、ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 命により、質問番号4の「高齢者のゴミ出し支援について」のご質問にお答えいたします。

初めに、1の高齢者世帯数についてですが、令和2年の国勢調査によれば、65歳以上の高齢者世帯は644世帯、一人暮らし世帯は569世帯であります。合わせると1,213世帯が高齢者だけの世帯となります。少し古い統計でありますので、現在はもう少し増加しているものとなります。

ゴミ出しに困難を抱える世帯の割合については、ゴミ出しだけの割合については特定できないんですが、令和5年3月に発表された介護予防日常生活圏域ニーズ調査というものがあまして、その結果によれば、当町における手段的自立度の低下を認める人、いわゆる買い物や外出に支援を要する人の割合は、65歳から84歳で7.9%、85歳以上で38.7%でありました。

次に、2の「高齢者のゴミ出し支援に関する具体的な内容とその効果について」ですが、まず高齢者の生活や介護など、様々な困り事に関する相談は、地域包括支援センターで受けております。相談内容によって支援が必要と思われる高齢者については、委託先である甘楽町社会福祉協議会の生活支援コーディネーターに繋ぎ、支援内容や支援者を決定してサービスを提供しております。対象者は町内に在住する概ね65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯などとなっており、原則として週1回から2回を限度として、生活支援サポーターがゴミ出しを含めた様々な生活支援を、安否確認とともに行っているところです。

令和6年度におけるゴミ出し、家事、買い物を含めた生活支援サービスの支援件数は年間で416件で、実利用人数は17人でした。その内、ゴミ出し支援は年間150件で、実利用者では10人となっています。

議員のご指摘のとおり、ゴミ出しだけを見ても、様々な懸念すべき事項が想定できる場所でございますので、委託先であります甘楽町社会福祉協議会と協議しながら、支援する側のサポート体制や支援内容の強化に努め、困っている人に支援が届くよう周知方法についても、よく研究を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◇議長（金田倍視君） 総務課長。

◇総務課長（五十里比登志君） 質問番号5番の「災害時応援協定について」の質問に、命によりお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、現在町で締結している応援協定数は30本となっております。協定先につきましては、群馬県、お隣の富岡市、東京都北区をはじめとする公的機関との相互応援協定が8本、株式会社伊藤園や株式会社カインズをはじめとする飲料水や食料、生活物資等の提供に関する協定が7本、郵便局やNTTドコモをはじめとする情報や通信に関する協定が5本、東京電力やLPガス協会、町建設業協会をはじめとする電気、ガス、水道、交通、輸送といったライフラインの応急対策や復旧に関する協定が6本、そのほか福祉避難所の設置・設営、移動式宿泊施設の提供、ボランティアセンターの設置・設営、被災等に関する相談等となっております。

続いて、2つ目の質問ですが、まずは災害発生時において最も重要な人命救助を最優先とし、適切な応援体制の構築と、現場の対応の迅速化及び資源の有効活用とコスト管理の合理化、そして消防・救急・医療など、専門能力の効果的な活用並びに避難所の設置・運営、物資の供給など、生活支援の安定化と円滑な支援物資の確保、配分を行いまして、復旧・復興の加速を高める内容となっております。

また、効果といたしましては、第1に初動対応の迅速化と過不足の解消、第2に人的資源と物資の柔軟な活用の実現、第3に避難者支援の体制強化と生活支援の円滑化、第4に、財政負担の平準化と費用の効率化、第5に行政の透明化、信頼性の確保と住民の安心の醸成が挙げられ、官民連携の深化による地域のレジリエンスの強化と、持続性の向上に繋がると考えております。

次に、3つ目の質問であります。締結している協定に沿って、協定先へ支援等を要請したことは、今のところございません。令和元年台風19号の際にも、ライフラインの復旧が迅速に進み、避難所開設も翌日には解除しているため、当該協定を行使するには至っておりませんが、災害発生時の支援体制等の詳細を具体的に協定書で明文化することにより、住民の皆さんへの安心感に繋がっていると考えております。

また、運用方法の一つといたしまして、協定先の警察、消防、自衛隊をはじめ、公的機関や各種企業・団体と協働いたしまして、毎年、地域防災訓練を実施しております。いつ起こるか分からない災害に備えまして、平時において多くの地域住民の皆さんにもご参加いただき、災害に対しての意識を高めてもらうとともに、実際に触って、見て、感じて、体験してもらい、自身の役割分担を改めて認識していただくなど、有事に備えていただければと考えております。

災害対策におきましては、各自治体をはじめ、救助、救護、医療、福祉等の専門機関や民間企業、専門人材、NPO、ボランティア団体等、あらゆる団体の皆さんとの協力体制を確立することが重要であり、何より地域住民の皆さんの理解と協力が不可欠となります。

町といたしましても、引き続き災害に備えて、支援体制の強化に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、多大なるご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号4について、2回目の質問がありましたらお願いします。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 現在実施されております生活支援サポーターですかね。この方による事業ということですがけれども、今の答弁だと、17人とか10人ということなんですけれども、非常に少ないと感じます。ゴミ出し支援事業に対しては、国が特別交付税措置を講ずることになっていますので、高齢者のゴミ出し支援を強化するために、地域の自治会や民間団体と連携した新たな支援策の導入や拡充は検討しているのでしょうか。また、支援を必要とする高齢者に対して、どのような情報提供や相談窓口は実施しておりますか。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 町では、近隣との繋がりが希薄化している昨今、安否確認を含め、困った時は地域で支え合う仕組みが重要であると考えております。ゴミ出しだけでなく、様々な生活支援を行う取り組みは、介護保険制度における地域支援事業の補助対象事業に位置付けられております。まずは、現行の生活支援サービスに繋げるための周知・啓発や支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

特別交付税措置の対象となる地域の自治会や民間団体と連携した新たな支援策の導入や拡充につきましては、よく調査・研究をさせていただければと思っております。

生活におけます困り事につきましては、町の地域包括支援センターが窓口となり、様々な介護や生活上の相談などに対して対応し、必要な支援サービスに繋げております。

また、情報提供手段ですけれども、周知・啓発用のポスターを公共施設や医療機関に掲示しているほか、困り事に関する相談窓口を明記した「高齢者よろず相談カード」を発行し、民生委員さん等に協力をいただき、一人暮らしの高齢者等を中心に配布しているところであります。

一方、9月号の広報にも掲載いたしました、町広報等によりまして、買い物、ゴミ出し、洗濯、掃除など様々な相談を社会福祉協議会ですとか、町地域包括支援センターで受け付けている旨を周知しているところであります。

今後は、定期的な広報等による周知をはじめ、民生委員さんや関係団体との連携を強化するとともに、区長会などの各種会合などにおいても周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 前向きな答弁をありがとうございます。

ゴミ出しが困難な高齢者に対する支援は全国で始まっております。その多くは、自治体等の収集員が高齢者宅の玄関先からゴミを回収するものです。また、ゴミを回収する時に、高齢者に「こんにちは。回収に来ました」と一声かけ、高齢者の体調が悪い様子に気付いた時には、家族に連絡をしたり、救急車を呼んだりという対応を取っている取り組みもあります。

そこで、高齢者の自立支援とともに、ゴミ出し支援の効率化や負担軽減を図るための具体的な計画はありますか。また、高齢者支援のための予算配分や人員配置等について今後の見通しや改善策があれば、お聞かせください。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 他の自治体におきまして、ゴミ出しに困っている高齢者世帯等を対象とした自宅を訪問して無料でゴミを回収する取り組みを行っていることは、承知しております。

当町における現行のゴミ出し支援につきましては、高齢者の生活における様々な困り事の解消をはじめ、地域社会との繋がりや交流を深めることなどを目的としており、地域に在住する生活支援サポーターの皆さんのご理解とご協力で成り立っております。

まずは、現行の生活支援サービスを継続しながら、今後どのようなサービスの提供が可能かについては、よく調査・研究をさせていただければと考えております。

まずは、地域包括支援センターにおける相談機能の強化を図るとともに、担当するケアマネジャーへの周知・啓発、高齢者への支援をするサポーターの養成と育成をしながら、委託先の社会福祉協議会との連携を強化してまいります。さらに、必要に応じてシルバー人材センターの活用などについても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 以上で、質問番号4が終了しました。

質問番号5について、2回目の質問がありましたら、願います。

田中議員。

◇3番（田中 享君） 災害時応援協定、非常にたくさん、30本という有効な協定が締結されておりますこと、心強く感じました。幸いなことに、町では過去の災害でこれらの協定を発動するような事案がなかったということですが、大規模災害はいつ発生するか分かりません。仮に大規模災害が発生し、これらの協定が発動し、円滑に運用されなければ何の意味もありません。行政と民間が手を取り合って連携し、実現していくことで、行政の負担を軽減しつつ、民間のノウハウによる効果的、効率的な対策を実施することが課題となります。

一般的に、災害被害の軽減は自助、共助、公助の効率的な組み合わせで実現されると言われています。自助は自分の身は自分で守る、共助は地域みんなで協力し合いながら、お互いに助け合う、公助は行政ができる備えや支援のことを表しています。

しかし、何といたっても、自分の身は自分で守るという自助の意識付けによる防災意識の向上が必要です。町の防災訓練への参加の促進や甘楽町安全安心メールの登録をより一層推進してはいかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 総務課長。

◇総務課長（五十里比登志君） 議員おっしゃいました防災訓練についてなんですが、こちらにつきましては、応援の協定を締結している協定先をはじめまして、公的機関、警察、消防、自衛隊、民間企業、団体、各種ボランティア団体と、多くの皆様にご賛同いた

だきまして、実施をしているところでございます。

また、地域住民の皆さんにつきましては、各区長さんを通じまして、参加を要請させていただき、皆さん、有事に備えて自らの意思で参加をさせていただいております。会場では、甘楽町安全安心メールを登録するための専用ブースを設け、加入促進を行い、その場でもスマホで操作支援を行いまして、登録できるような体制を整えております。

今後、防災訓練の実施内容の拡充のため、各関係機関と協議を重ねるとともに、新たな町内企業や各種団体に対し周知・促進を行うなど、地域住民の皆さんが有事における行動の確認と対策に対しての意識の高揚が図れる場を提供させていただければと考えています。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたら、お願いします。

◇3番（田中 享君） ありがとうございます。

以上で、一般質問終わります。

◇議長（金田倍視君） 以上で、田中享君の質問が終了しました。

次に、質問番号6を議席4番新井六美君、登壇の上、質問を願います。

◇4番（新井六美君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。「住みたい、住み続けたい地域戦略の『空き家』『移住』について」。

広報かんら5月号に掲載されました「甘楽町デジタル田園都市構想2025～2029」の「住みたい、住み続けたい地域戦略」について、伺います。

少子高齢化社会で15年後の人口予測は1万人を割ると推計され、町が目指す将来人口は1万500人とあります。人口の減少は日本全国同じですが、成人した子どもが転出したり、核家族化が進み、親の家が空き家になってしまったなど、この先、活気が失われていくように思います。

以前、同僚議員からも「空き家の管理」「甘楽町空き家等対策計画」の質問がありましたが、広報かんら7月号に特集された、空き家対策と移住について、町の考えを伺います。

1、空き家バンクは、空き家の売買・賃貸斡旋を、一般の不動産業者と同じように仲介をして契約しているのでしょうか。また、空き家の持ち主に空き家バンク登録を促していますか。

2、移住支援補助金の対象となった方は、何人いますか。

3、移住コーディネーターとして、移住と併せて、町のいろいろなものをSNSで発信する専属の人、地域おこし協力隊などを置く考えはありますか。

上記のとおり、通告いたします。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、新井議員からの「住みたい、住み続けたい地域戦略の『空き家』『移住』について」のご質問にお答えをさせていただきます。

町の人口は、現在減少はしております。減少はしているものの、総合戦略における様々な施策の実行によりまして、現時点では、計画にあります人口ビジョン計画の人口を若干上回った推移でございます。

空き家対策、移住・定住促進につきましても、継続的に取り組み、まずは2029年の目標人口1万1,600人を達成するよう、事業の推進を一層図ってまいります。

さて、今回のご質問ですが、令和4年12月定例議会の一般質問で同様の内容でご質問をいただき、答弁をさせていただいております。その後の状況等もありますので、再度お答えをさせていただきます。

まず、空き家バンクの仲介についてと、空き家バンク登録の促しについてのご質問ですが、町の空き家バンクでは、貸し手と借り手のマッチングを支援しております。相談受付から物件紹介まで担当職員が仲立ちを行い、誓約に至るよう、双方の希望条件や現場の立ち会いを行っているところであります。双方の合意が得られた後は、民間の不動産業者を紹介して、賃貸及び売買の契約へと繋げているところです。

また、空き家バンクへの登録については、町の広報、お知らせ版をはじめ、ホームページやSNSを活用し、募集をかけております。さらに、空き家になる情報を得た場合については、個別のご案内も実施をしているところであります。

次に、移住支援補助金の対象者数についてのご質問ですが、令和4年度に1件、そして今年度令和7年度に1件の合計2件でありました。

最後に、移住コーディネーターの設置の考えについてですが、本年4月より地域おこし協力隊員1名に、移住・定住促進を活動内容とし、活躍を今いただいているところであります。SNSの発信もすでに行っております。移住・定住に関する相談は専門的な知識等も多々必要となっておりますので、まだ移住コーディネーターと呼べるところまでは至っ

てないかもしれませんが、すでにその業務に携わっていただいているところであります。

今後も、総合戦略の各施策の取り組みにより「住みたい町」そして「住み続けたい町」を目指してまいりたいと考えておりますので、新井議員におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたら、お願いします。

新井議員。

◇4番（新井六美君） 広報で特集されているということで、町では随分力を入れているんだということが分かります。

また、相続登記の義務化を知るということも必要だと思います。

以前から、私は空き家バンクの状況をホームページで見っていました。件数はそれほどないんですが、空き家と勝手に私たちが思っている、その持ち主においては、盆・暮れには家族が集まるという家もあるでしょうし、いろんな事情で空けておくしかないという家庭もあると思います。

次の質問ですが、以前空き家バンクを通じて貸し出しをしたところ、入居者が荷物を置いたままいなくなってしまったという話がありました。このようなトラブルが起きた時の対策は、その時もどうしていたのか、また今後同じようなことがあったらどういうふうにするか、お話しください。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） 町が仲介をしました空き家バンクに関わる事業につきましては、当然町が責任がありますので、最後まで責任を持って対応させていただきたいというふうに考えております。また、お互いの契約に至るまでに十分にそれぞれの連絡先等、個々の情報を十分把握して、貸し出しなり契約まで結びつけていきたいというふうに考えております。

そういったトラブルがあったということですが、そういうことの無いように最善の注意を払って、事業には取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありましたらお願いします。

新井議員。

◇4番（新井六美君） コロナが5類になりまして、2年半になりました。去年は、業者

で言うところの中古物件、築年数にして40年、50年というものなんですけれども、その売買が増えたと聞いています。私の家の前でも、リフォームして住み始めた家が幾つもあります。そういった物件が動いている中で、移住支援補助金の対象になった方というのは、やはりかなり難しいので少ないんだなということは分かりました。

また、移住コーディネーターという言葉を使うのがどうかとは思ったんですけれども、町の中心にホテル甘楽亭があり、タクシーの営業所があり、地場産の野菜加工品を売る道の駅がある等、お試し移住の環境がそろっています。信州屋もインフォメーションの場として活用したりして、町の魅力の発信を外から来た人が専属となって発信していただけたらと思います。なぜ外から来た人かということ、今まで協力隊として移住された方からお話を聞いておきますと、私たちが普段当たり前と思っていることが田舎の良さということになっているのが多かったからです。今回、4月からそういう方がいらっしゃるということなので、今後私たちも応援したいと思いますので、移住もそうですけど、空き家対策を力を入れてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

◇議長（金田倍視君） 以上で、新井六美君の質問が終了しました。

ここで暫時休憩とします。



午後3時25分休憩

午後3時32分再開



◇議長（金田倍視君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、質問番号7、8及び9を議席12番山田邦彦君、登壇の上、質問を願います。

◇12番（山田邦彦君） 私は「朝の子どもたちの居場所作りを」「より使いやすいトイレを」そして「訪問介護の復活を」について質問いたします。

まず「朝の子どもたちの居場所作りを」についてですが、高崎市は来年度から、全小学校の門を朝7時に開けることを発表しました。それが組合などから問題視されていますが、各家庭の状況を見ると、7時からの開門は、甘楽町でも開始を前提に検討、実施する必要があります。ただし、今でも忙し過ぎる教職員の皆さんに負担をかけないことを基本に検討、実行する必要があります。

そこで伺います。

まず、7時から授業時間までの間は、学童保育の範疇に入れてはいかがでしょうか。

そのためには、学童保育の指導員を正規職員にしていくことが大事だと思います。

また、学童保育の就業時間を準備時間もあるでしょうから、6時半または6時45分から19時半にしていくこと。保育時間は7時から19時。終日勤務、保育ができれば、不登校の受け皿にもなることもできると思います。また、指導員の学習や研究、保育の準備なども充実していくことができると思います。

その際に、交代勤務、フレックスタイムなどを工夫して、働き方改革に抵触しないようにすることも大事だと思いますが、町の考えを伺います。

次に「より使いやすいトイレを」について伺います。

トイレ改修については、いろんな点で努力をしていただき、ありがとうございます。熱中症警戒アラートが発せられ、生命の危険が及ぶ暑さが連日続いています。自宅や公共施設、各店舗などにはほとんどエアコンが設置され、快適な場所となっています。

しかし、公衆トイレにはほとんど設置がされていません。ぜひ改善をと思いますが、いかがでしょうか。

町管理の公衆トイレにエアコン設置を行い、トイレを引き金に熱中症にならないようにすること。

また、広さや費用の関係で無理なところは、スポットクーラーや冷風機などが販売されていますが、熱中症対策のできるものの設置をしてはいかがでしょう。

町でもいろいろなイベントをしていますが、男子トイレと比べて、女子トイレのほうが数倍混んでいます。計画的に女子トイレを増設、増築する必要があると思いますが、いかがでしょう。

日本中、どこの観光地などに行っても、同様なことが起きています。県や国にも、女子用トイレを増築することを提案してはいかがでしょう。その際には、ある程度の基準を作ることも大事だと思います。

町の考えを伺います。

最後に「訪問介護の復活を」について伺います。

高齢者の在宅支援を支える訪問介護事業所が1つも無い自治体が、昨年末時点で全国で107町村に上ることが、マスコミの調べで分かりました。半年間で新たに10町村が、事業所ゼロとなりました。政府による昨年の介護報酬引き下げ後、事業所の休廃止が加速しています。サービス提供が無い空白地域では、高齢者が地域で暮らし続けることが難し

くなっています。

訪問介護事業所は、国の調査でも4割近くが赤字です。特に、高齢者宅を一軒一軒回る中小の事業所は、利益を得ることが難しくなっています。ところが、政府は昨年4月、訪問介護の基本報酬を2～3%下げたと聞きました。残念ながら、甘楽町もゼロ自治体になってしまいました。

ぜひ町からの物心両面の支援で復活できるように工夫する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

まず、訪問介護事業は、町外の施設にお世話になっていると聞きますが、現状と今後の見通しはどうなっているか、伺います。

町が介護報酬引き下げ分を補助して、営業再開できるようにすることは可能でしょうか。

最後に、国に介護報酬のアップを求めることが必要だと思いますが、町の考えを伺います。

以上です。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、山田邦彦議員から3つのご質問をいただきました。

初めに「朝の子どもたちの居場所作りを」についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、共働き世帯が増加傾向となる中、保育所等の預かり開始時間と小学校の登校時間に、概ね1時間の差があることが、保護者の仕事と家庭の両立を難しくしており、いわゆる「小1の壁」と言われていることは承知をしておるところです。

このため、子どもが登校前の朝の時間を大人の見守りの下で安全に過ごすことができ、保護者が安心して仕事と子育てを両立できる社会を実現することが重要であると考えているところであります。

町といたしましても、朝の時間帯における子どもたちの居場所づくりについては、地域住民の皆さんや関係団体の協力が不可欠でありますので、現状の課題や保護者ニーズなどを把握しながら、対応の必要性について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解賜りたくよろ

しくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問でございます。「より使いやすいトイレを」の質問にお答えをさせていただきます。

山田邦彦議員におかれましては、これまでも公共施設のトイレについてきめ細かなご提案をいただいております。これにより、町民の皆さんが安心して利用できるトイレ環境を整備し、衛生面での確保はもちろん、町民サービスの質を高める取り組みが行うことができました。ありがとうございました。

今回は、公衆トイレにエアコンの設置をして、熱中症対策の引き金にしてはどうかのご質問をいただきました。熱中症対策としては、日常的に利用が多い公共空間、役場やにこにこ甘楽になりますけれども、そういった施設でのクールシェアスポットとして活用を行い、熱中症を未然に防ぐという対策を行っているところであります。また、熱中症アラートが発生している時は、不要不急の外出を行わないよう注意喚起を行い、町民の皆様にも適切な行動を取っていただいております。

町で設置そして管理している公衆トイレは、ご案内のとおり、屋外に設置をしているトイレ機能のみの、無人単体設置であることから、エアコンを設置するには、技術面、費用対効果、周辺環境、防犯、保守体制を総合的に検討することが不可欠となってきます。公衆トイレのエアコン、スポットクーラーや冷風機の設置については、現状では実施の予定はございませんが、空調設備業界の能力開発、また県やほかの自治体の取り組み状況を見ながら、調査・研究を進めていければというふうに考えております。

次に、ご質問の③についてですが、ご指摘のとおり、イベント時には女子トイレの混雑が見受けられます。このため、さくらマラソン大会、城下町小幡さくら祭り「武者行列」そして夏まつり花火大会などのイベントでは、女子専用の仮設トイレを設置していければというふうに考えております。

最後に、④の質問についてですが、公衆トイレの整備にあたっては、地域の声を聞き、そしてその地域に合った個数のトイレ設置が肝要だと考えております。県や国に対して女子用トイレの増築、そういった基準を作りたいという提案をする考えは今のところございませんが、施設での女性の利用割合、イベントでの女性の参加割合、そういったものを考慮していくことは大変必要だというふうに考えています。

今後も使いやすさを高めるだけでなく、清潔、安全、快適さを担保するトイレ環境を整備することで、町民サービスの質を高め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与して

まいりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、大きな3つ目の質問でございます「訪問介護の復活を」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、全国的に高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が不在となる自治体が増加しております。甘楽町もその自治体の一つであることは承知をしております。令和5年度までは、町内におきましても訪問介護を行う事業所がありましたが、介護人材の確保が難しくなったことなどを理由に、事業から撤退することとなったと認識をしております。

ご指摘のとおり、高齢者が住み慣れた地域で、そして安心して暮らし続けるためには、訪問介護を含めた様々なサービスを受けられる状況でなければなりません。

町といたしましては、地域包括ケアシステムの強化を軸に、高齢者が安心して暮らし続けられる仕組みづくりをモットーとして、財政的な持続可能性と現実的な運用可能性の両面から様々な課題に対応していく必要があると考えているところです。

お話のありました介護報酬の改定につきましては、町村会でも国に要望しているところでもあります。先月行われました知事との意見交換では、直接知事への意見を私から述べさせていただきました。

そのほか質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 命により、質問番号7の「朝の子どもの居場所作りを」のご質問にお答えいたします。

初めに、①の「午前7時から授業開始までの間を学童保育の範疇に入れることについて」ですが、朝の居場所づくりを実施する際には、様々な見守りの方法があると思われまますので、学童保育に限定せず検討していく必要があると考えております。

続いて②の「学童保育の指導員を正規職員にする」ということについてですが、学校登校日においては、学童保育の指導員の勤務については、通常では午後からの出勤となります。仮に、朝の居場所づくりのために出勤したとしても、臨時的な対応で十分であると思われまますので、正規職員でなければできない理由が無い限り、正規職員による対応は今のところ考えておりません。不登校の受け皿としての居場所については、朝の居場所づくりと切り分けて考える必要があると考えております。

続いて、③の「学童保育の就業時間を午前6時30分から午後7時30分にすることについて」ですが、その必要性があるかについては、現状における保護者ニーズがあるかということと、指導員などの人員体制が可能かどうかにもよるかと思われますので、よく調査・研究をさせていただければと思います。

最後に④の「働き方改革に抵触しないようにすること」についてですが、一日を通して勤務する必要がある場合には、早番と遅番などの交代勤務になるかと思われます。ただし、通常の学校開放日につきましては、フルタイムで働く必要性を十分に考慮することが重要であると認識しております。朝の子どもの居場所づくりにつきましては、まずは保護者ニーズを十分に把握させていただいた上で、学校や教育担当課とも協議の上、対応の必要性の有無を判断させていただければと思いますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、命により質問番号9の「訪問介護の復活を」のご質問にお答えをいたします。

初めに、①の「訪問介護事業の現状と今後の見通し」ですが、現在町内に訪問介護事業所は存在しておらず、近隣市町村の事業所の利用や町単独の代替サービスの活用により、住民が在宅で暮らす需要に対応しております。訪問介護事業者の不在から1年経過した現在も、いわゆる介護難民の発生は確認されておらず、生活支援は問題なく継続されております。町内に訪問介護事業所があることが理想ではありますが、すぐには新規参入が見込めない状況下にあっては、より広域的な視点による合理的な考え方も必要になってくるものと考えております。

いずれにしましても、介護保険制度の枠組みの下、まずは町内での訪問介護事業における新規開設を期待しつつ、現状におきましては、周辺自治体との連携を一層強化し、在宅支援の連携体制を充実させていく方針であります。

次に、②の「介護報酬引き下げ分を補助して営業再開できるようにすること」についてですが、介護報酬は国の統一的な制度設計に基づくものであり、地方で引き下げ分を補てんする追加財源を新たに設けることは、現在の財政運営の枠組みと整合しないと思われます。町内の訪問介護需要は一定程度あるものの、新規開設を促す財政支援を町単独で行うには、国等の交付金に影響するなどの財政的な制約があると認識しております。訪問介護事業においては、介護報酬だけでなく、人材確保などの問題もあることから、介護報酬の引き下げ分を補てんするなどの新たな財政支援を設けることについては、今のところ考えておりません。

最後に、③の「国に報酬アップを求めること」についてですが、訪問介護の報酬改定は、国の制度設計に関わるものであり、先ほど町長の答弁にもありましたが、町村会を通じて要望を上げているところであります。

現在、社会保障制度審議会等の場におきまして、訪問回数だけでなく、移動時間を含む様々な要素を考慮した報酬の在り方が検討されておりますので、今後の国の動向を注視しつつ、地域包括ケアシステムの推進を軸に、現実的な運用を優先してまいります。

今後の財政の健全性を確保しつつ地域の実情に即した現実的な運用で、住民が地域で安心して暮らせる基盤の維持・強化を図り、関係機関団体とも連携しながら包括ケアシステムの充実を推進してまいりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

質問番号7について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 提案したところが何かみんな検討していただけるということで、はっきりこうしますというのはないんですが、ぜひ上手に検討をしていただければと思います。

先ほど、横尾議員が質問した時の居場所づくりのところ、いくつかのメニューが紹介されました。5人以上で毎月子どもたちを対象にすると、これは朝もOKなので、10万円から20万円の補助が出てくると紹介もされましたが、ぜひそういう形でここでも、さっき話をしましたが、教職員の方にこれ以上仕事量を増やすようなことが結果的に無いような形のやっぱり話し合いが、最初からそれをテーマとして持っていかないと、何か困ったら全部学校でみたいな形になってしまうと残念なので、ぜひそういう形で町のほうでリードをしていただいて、子どもたちの居場所を確保していただければと思います。

先ほど、ニーズを把握する、あるいは学校と十分協議をしていくという話が紹介されましたが、もし今のところで何かそういう計画というか、ビジョンというか、ありましたら、お聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 今のところ、今後、児童館のニーズ調査を行う予定です。その時に、朝のそういった居場所についてのアンケートについてもちょっと調査をさせていただいて、現状のニーズがあるかというところを把握できればと考えております。

今現在、現状の学校の登校状況ですか、ちょっと自分も行ってみて確認をさせていただ

きました。7時半頃行った時に、門で待っている、実際、門が閉まっているという状況じゃなく、開放されていて学校に入れるか入れないかどうかというところになるかと思えます。現状ですと、用務員さんが7時半頃来て、その間に子どもが早く来ても7時半ちょっと前ぐらいにでも、学校に入れる。子どもが学校の教室にかばんを置いて外で遊んでいる、そういったところで代用できている状況があるのかなと思っています。ですので、7時から7時半の需要があるかどうか、そういったところと、現状そういった代用的な対応でできていますので、保護者がそれでももっと早めに預けたいというニーズがあるのであれば、検討の余地があるかなという考えを持っております。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 今日ちょっとアンケートの結果を持ってこなかったのですが、ちょっと具体的な話ができなくて、残念なんですけど、去年度の時に同じような、同じようなというか、同じ趣旨で国が調査しているんですよね。全国の小学校にどのぐらいのニーズがあるかという形で、学校に対する調査と保護者に対する調査と、公というんでしょうかね。その取り持つところも含めた調査があって、甘楽町のような形態の町だと、調査したデータだけで見ると、約1割ぐらいのニーズがあるという答えが出ていました。何十年か前に、学童保育所開設の時のニーズよりも多かったんですね。その時には甘楽町のデータはちょっと覚えていないですけど、たしか5%前後かなと思ったんですけど、そうすると先ほど町長が言われたように、そういう朝の居場所を求める声は、いろんな勤務形態も変わったりしているので、広がっているんだなというのが、具体的にホームページなんか見ていただくと分かるんですけど、数字として出ていますので、ぜひそういう形での支援をお願いしたいと思います。

それで、現状は分かりました。ただ、現状でそういうふうな、用務員さんというんですか、校務員さんというんですかね、その人が頑張っていたらいいんですけど、例えば高崎市のように、7時からもう開けますよというのが、例えば正式に決まれば、期待をしてどんどんそういう、実は隠れたニーズというんでしょうかね。たくさん出てくるんだと思うんです。ですから、そういうツールというんでしょうかね。いついつからやりますよというふうな、もし空気というか、そういうのが感じられましたら、やりますよという前に土台をきちんと固めておいて、それから発表する必要があると思います。

今回の高崎市の発表の仕方が、そこがちょっとそごがあったというんでしょうかね。そうになったというか、最初に広報に出てしまったので、現場の先生方とか保護者の方とかというのが、寝耳に水みたいな感じになっちゃったらしいんです。ですから、そこはやっぱり慎重にというか、先ほどの課長の答弁を聞いていけばそういう心配は無いのかもしれませんが、期待して、ぜひそういう形での運用をしていただきたいと思います。これは要望なので、よろしくをお願いします。

◇議長（金田倍視君） 以上で、質問番号7が終了しました。

質問番号8について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） 基本的な考え方は、町長も同じように考えていただいているということで、良かったなと思いました。

それで、今現在、さっき話のあった盗難の危険性があつたりとか、もしかしたら壊されるケースがあつたりとかということで、スポットクーラーみたいなのですとか、冷風機みたいなのを置いといても心配が多分いっぱい出てくるんだと思うんですね。せっかく設置しても、いろんなタイプの住民の方、あるいは旅行者とかいらっしゃると思うので、そう簡単にはじゃあここをこうにしましょうというのはいないかもしれませんが、ぜひ調査・研究することですので、研究・調査していただければと思います。

①番と②番はそういう形で了解します。

それで、③番と④番のほうなんですけれども、これも国の調査があつて、女子トイレの待ち時間の長さがやっぱり日本中で問題になっているというのがありました。ただ、基準が、例えば1対3とか1対5とか、そんな基準が出ていないんですね。どこにも。それなので、やっぱり町長がリードしていただいて、日本中みんな困っているでしょうと。日本の場合は、観光大国みたいな感じで、国づくりを日本中でやっていますので、ぜひどんどん発信していただいて、1つの町が言ったんじゃ駄目だとか、そういうんじゃなくて、群馬県全体に呼びかけてみんなで言いましょうねという空気を作っていくと、そういうふうにしなるとなかなか国って動かないと思うんです。ぜひそういうふうな立場で動いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） 先月は、中学生を連れてイタリアへ行ってきましたけれども、行くにつくづく思うのは、日本の公衆トイレはきれいだな、使いやすいなど、海外に行くこと

思う訳ですけれども。そういった中でもまた女性トイレの数が、トイレの小便器と違って面積を取りますので、数が少ないというのが現状だと思います。そういった現状は皆さん感じていると思いますので、幸いにもうちの選挙区の選出の国会議員は女性でもありますので、機会がありましたら、そういう話題を出してお話をしていければなというふうに思っております。

逆に、男性トイレがずっと並んでいるイベントもあつたりしますし、そういう集まる人の割合というのは、あらかじめ分かっていたらそのような設置できるんでしょうけれども、施設は決まっています、開くイベントの種類が変わっていく、集まる人の人数が変わってくると、そういう部分もあるかと思っておりますので、一概に女性の数は、トイレはいくつにしたほうが良いとか、そういう基準もなかなか難しい部分もあるかと思っておりますけれども、機会がありましたら、そういった話題を提供してお話をさせていただければと思います。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問はございますか。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ③と④なんですけれども、ぜひその機会があればじゃなくて、機会を作ってそういう話題にして、話を進めていただきたいというふうに思うんですね。それで、さっき女子トイレとか男子トイレという話をしましたが、前にもこの場所でも伺ったことがあるんですけれども、LGBTQの人たちというのが、人口の中では7%ぐらいの人がいらっしゃるらしいですよ。ですから、ただ単に男子トイレ、女子トイレというんじゃなく、自由に使ってもらいたいし、自由に使えますよというエリアもないと、同時に住民の方に寄り添った施策にならなくなってしまうと残念なので、ぜひそこも含めて、機会を作っているところなどに情報発信していただきたいと思うんですが、そういう面ではいかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 町長。

◇町長（森平仁志君） 先ほどもちょっとお話ししました、中学生と行ったイタリアの話なんですけれども、実はちょっと日本と違う状況があつて、男子トイレが非常に混んでいて、でもちょっと表現が合っているかどうか、立ってする小便器がすごい全部空いているんですけど、誰もそこを使わない。みんな個室の部屋を使うために並んでいる。外国も、もうそういう時代に入っているのかなというのを、その時もつくづく感じました。

そういう状況も目にしてきましたので、発信といいますか、機会があればという言い方

は良くないと、さっきおっしゃいましたけれども、そういう話を提供する機会があれば、必ずといいますか出すように、そういう話をするようにして、そんな世界のトイレ状況は今こんな状況みたいだとか、そういう話をきっかけにしながら、いろんな話をしていければと思いますので、ご理解といいますか、いただければというふうに思います。お願いします。

◇議長（金田倍視君） 以上で、質問番号8が終了しました。

質問番号9について、2回目の質問がありましたら、お願いします。

山田邦彦議員。

◇12番（山田邦彦君） ①、いろんな工夫をしながらされているということで、その工夫の中で上手に、言い方は変ですけど、収まれば良いのかなと思いながら伺っていたんですけども。これからさっきの決算の時も話をさせてもらいましたが、群馬県の平均よりも大分低く数字が推移していて、利用者の方がその範囲の中で収まっていただけであれば、取りあえずは良いかななんて思うんですが、やっぱり団塊の世代の方々が、これからどんどんそういうふうな立場になるということもありますので、やはりシステムとして町内にやっぱりあるのが理想だというふうな答弁でしたが、理想じゃなくて、あるのが普通だというふうに私は思っているんで、ぜひそのような立場で考えてもらえればと思うんです。その時には、介護報酬も含めたいろんなお金がとにかくかかる訳なので、そこは実は先月の新聞に載ってたんですけども、ある町では、介護報酬の引き下げ分を町が出して、事業所を継続させているところがあるんですね。

それで、伺いたいんですけども、先ほど②のところ、交付税の制約があったり、その制約というのが、もしかしたらそういうことをするとペナルティが来るのかなとかちょっと思ったんですが、もし具体的にその辺の仕組みというか、分かれば教えてもらいたいと思います。

それと、③は、もうすでにあちこちで、町長のほうからも事務局のほうからも話題にしたり、求めたりしているという話があったものですから、ぜひこれも強力に進めていただいて、特に町村がうんと被害を受けている訳ですよ。今回のことに関しては。まさに町村会の腕の見せどころなのかなというふうに思いますので、群馬県の中でも、何か月かの間にもまた1か所、ゼロのところが増えました。そういうふうなことも踏まえながら、上手にみんなで介護報酬を、引き下げ分を取り戻すんじゃなくて、そもそも介護報酬は少なかった訳なので、もっと交付、プラスにできるような形での国とか県に相談したり提案し

たりすることが大事だと思いますけど、ぜひそういう形で求めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（金田倍視君） 福祉課長。

◇福祉課長（高橋 功君） 先に、②の件についてご質問いただいたかと思います。介護報酬統一的な制度設計に基づくものということで回答させていただきました。

介護保険制度は、保険者から保険料を頂いております。1号保険者、これが23%です。2号保険者、これは支払基金からお金を保険料を集めてもらって、町に支払ってもらっている。それが27%です。そのほかの半分、残り半分は国・県・町、国が25%、県・町が、事業内容によってパーセントは違うんですけれども、県と町が12.5%。それで100%、制度上はなります。

ここで、町が別でそういう補助金なりを出してしまうと、そういう制度設計の枠をちょっと超えちゃうので、本来国がこうしますよという金額の割合25%、県の12.5%よりちょっと少なくなってしまう。そういう可能性があるので、そこは注意が必要だろうというところで申し上げました。

先ほど、町長からのご答弁いただきました、町村会のほうで強く要望していただいていますので、まずその動向をこちらにも注視させていただければと思っています。

今現在、訪問介護事業所が無いということで、私たちも社協のほうに働きかけを行いまして、そういった事業を取り組んだらどうだという打診もさせていただいています。やはり、ちょっと採算性の問題とか、人員確保の問題が一番ネックになっておりまして、簡単にはそういったものができないという話になっております。

そういった引き続き、ほかの事業所にもそういう活動、新規参入の働きかけはさせていただければと思いますが、ある意味民間事業所になりますので、安易にそういう補助するというのは、ほかの民間事業所も影響しますので、慎重に対応してまいりたいと考えています。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

◇12番（山田邦彦君） 了解です。

◇議長（金田倍視君） 質問番号9が終了しました。

以上で、山田邦彦君の質問が終了しました。

次に、質問番号10を議席9番山田光男君、登壇の上、質問を願います。

◇9番（山田光男君） 「日本遺産「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」について」ご質問させていただきます。

文化庁は、今年の2月4日、日本遺産のうち、福岡、佐賀県、両県の「古代日本の『西の都』」の認定を取り消しました。2015年度の制度開始以降、取り消しは初めてで、理由は自治体など関係団体間の連携が無く、住民らの認知度が低いことなどが理由でした。

日本遺産は、各地に点在する文化財を歴史的な経緯や地域の特色ごとにまとめて観光振興に生かそうと、文化庁が2015年から地域を認定していて、これまでに104件が認定されており、甘楽町も関係している「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」も同時期に認定されました。

日本遺産の認定維持には、地域活性化計画により、一定期間の事業の進捗状況や目標の達成状況を総括評価、継続審査されて、認定継続されるということです。明治・大正・昭和と、地域に大きな恩恵をもたらした養蚕ですが、現在は産業としては消滅の危機にあり、観光客及び住民へのさらなる認知度の向上を図っていく必要性を感じます。

今後の取り組みについてお聞きします。

1、群馬県が主体となり、甘楽町、桐生市、片品村、中之条町の4市町村で構成されている「かかあ天下ぐんまの絹物語協議会」とは、どのような組織ですか。また、今後どのような取り組みが考えられますか。

2、町では、甘楽社小幡組由来碑、旧小幡組製糸レンガ造り倉庫、甘楽町の養蚕・製糸・織物の資料の3件が認定されていますが、甘楽社小幡組由来碑の当時の養蚕が盛んだった頃の町並みをジオラマにして展示するのはいかがでしょうか。

3、かかあ天下は、亭主関白の対義語として用いられ、強い女性のイメージとして捉われがちですが、本来は「俺のかかあは日本一」と働き者の奥さんを自慢した言葉だと言われております。現在においては、家庭は共同で支え合う世の中になっておりますが、家庭を支える人たちへの感謝の日として「かかあ天下の日」を制定してはいかがでしょうか。

以上、質問を終わります。

◇議長（金田倍視君） 質問が終了しました。

答弁を願います。

教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） 山田光男議員の「日本遺産「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」

について」のご質問にお答えをいたします。

日本遺産は、文化庁が認定する文化財保護の1つの制度であり、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを、地域が主体となって整備・活用し、国内外へ発信していくことにより、観光振興、地域創生の活性化を図ることを目的としております。

この制度が始まって間もない平成27年4月に「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」が認定を受けました。資産を構成する4市町村、甘楽町、桐生市、中之条町、片品村がそれぞれ関連する文化財13件、うち甘楽町から3件を生かし、この地域に古くから盛んであった養蚕・製糸・織物の歴史と、生活文化を結びつけ、人々の暮らしと産業が一体となって形成した地域資源を国内外へ伝える重要な日本遺産であると認識をしておるところでございます。

今後につきましても、国の制度趣旨を踏まえ、構成市町村と連携して、文化財の保存・活用を両立させつつ、観光振興と地域創生の活性化に結びつくよう取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長からお答えさせていただきますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 教育課長。

◇教育課長（増田剛久君） 命によりお答えいたします。

ご質問1の「かかあ天下ぐんまの絹物語協議会」の組織及び今後の取り組みについてですが、本協議会は、群馬県と資産を構成する4市町村に加え、富岡製糸場世界遺産伝道師協会、桐生市観光物産協会、中之条町観光協会、赤岩ふれあいの里委員会、森秀織物株式会社の10団体で組織されており、日本遺産の啓発活動をはじめ、群馬県における絹文化、絹産業に関連した歴史文化の理解及び世界遺産と連携して地域の活性化を推進することを目的に、活動を展開しております。

今後の取り組みにつきましては、文化庁が運営する日本遺産ポータルサイト及び群馬県が運営する「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」公式サイト、Instagramによる情報発信の充実や、令和6年度に新設されました「日本遺産御周印・御周印帳」を継続して行うほか、日本遺産関連イベントへブースを出展してPR活動を行ってまいります。また、本年度は文化庁が主催する日本遺産フェスティバルにも協議会として参加し、日本遺産「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」認知度の向上を図ってまいります。

次に、ご質問2の「甘楽社小幡組由来碑当時の養蚕が盛んだった頃の町並みをジオラマにして展示をするのはいかがでしょうか」についてですが、ジオラマ制作におきましては、再現性と表現力を両立させることが肝要となります。町並みの時代設定や地域の特性、建物の様式、屋根の形状、道路・水路の当時の状況など、史実となる特徴を捉えることで、鑑賞者の理解を高めるものと考えられます。そのためには、町内に残る資料の調査が重要となるほか、制作費用や設置場所の確保につきましても、十分な検討が必要となります。

まずは、旧保健センター跡地に仮置きされております「甘楽社小幡組由来碑」を大手門周辺公園整備事業に合わせまして、公園内の適切な場所に設置し、町が認定を受けております3つの日本遺産を1か所で見学できる場所として整備を進め、保存と活用を図ってまいります。

最後になりますが、ご質問3の「かかあ天下の日」の制定についてですが、日本遺産「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」は、地域の歴史・文化を体系的に伝える貴重な資源であり、地域のブランド力を高めるとともに、地域住民の誇りを育む重要な役割を果たしております。こうした背景の下、地域の創生と観光振興を進めるためには、歴史・伝統を現代の生活に結びつけて継承を発信する仕掛けが欠かせません。その意味で「かかあ天下の日」の制定を検討することは「ぐんまの絹物語」の認知度の向上と理解促進に資する取り組みとなり得るものかと思えます。

構成組織で合意形成も必要となりますので、今後「ぐんまの絹物語協議会」に提案させていただきたいと思えます。

また、文化庁及び日本遺産連盟が制定いたしました、2月13日の「日本遺産の日」を通しまして、構成市町村と連携して、日本遺産「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」のさらなる認知度の向上及び観光客へのPR活動を進めたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

2回目の質問がありましたらお願いします。

山田光男議員。

◇9番（山田光男君） どうもありがとうございます。

まず、1問目につきましてですが、文化庁が3年に一度行っている、総括評価、継続審査の部分で、令和6年度にこの「かかあ天下『ぐんまの絹物語』」について、評価、承認

されておりますが、その中で計画目標達成に対する評価といたしまして、日本遺産を活用した集客活性化につきまして「不可」が付いておりまして、外国人観光客の数、経済効果及び宿泊者についての目標が達成していないという部分がありました。また「可」が付いておりまして、養蚕新規参入者及び民間団体との協働日数についても目標が達成していない。あと、地域文化に誇りを感じる住民の割合及び日本遺産の認知度についてが、絹製品の需要の拡大について目標を達成してないというふうにありました。

こういう部分のことを協議会のほうではどういうふうな目標を方向性として検討したかを、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

2番につきましては、本来ですと桜並木の養蚕農家の分が、重要伝統的建造物群保存地区に指定されれば良かったんですが、なかなかそういう考えもありましたが、うまくいかず、現在は個人による建物の維持が図られている部分です。文化財に指定されていない歴史的建造物は、今後無くなっていく可能性もありますので、せめてジオラマにして行っていけば良いかなというふうにちょっと思いました。

町では、昭和54年頃だと思うんですが、旧一区の養蚕農家の建物群の調査等を行っていると思いましたが、それに基づく再現と、あと各家に写真等が残ってありましたら、そういうのを協力して再現ができないかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

それから3番については、検討していただけるということで、明治・大正につきまして、この西毛地域におかれましては、官営製糸場を中心とした機械製糸と、甘楽町小幡組のような改良座繰製糸による組合製糸が、生糸生産につきましてしのぎを削り、群馬県を日本一の生産量に押し上げていった経緯があります。その中で、やっぱり女性が主力になって活躍しており、かかあ天下という言葉が生まれたと思っております。

また、甘楽町におきましては「かかあ天下の像」があり、ほかの構成されている中之条町、片品村、桐生市、そういうところには「かかあ天下の像」が無かったので、やはりそういう意味合いで甘楽町に像があるのかなというふうに、構成施設を回って印象がありましたので、ぜひその辺を県に訴えて協議会のほうに訴えていただいて、作っていただければ幸いですので、3番については、要望ということでよろしく願いいたします。

◇議長（金田倍視君） 教育長。

◇教育長（近藤秀夫君） そうすれば、先ほどの課長のほうにちょっと付け加えのようなことにもなるかと思うんですけれども、まず最初の周知のほうをいかに広めていくかという、今後の5年間で1つのスパンでやっているんですけれども、令和7年度から新たな7

年、8年、9年、10年、11年に向けて、今度また令和11年にどうなるかと。令和11年がその年になるんですけど、そのために先ほどの協議会の話にもありましたように、今後は特にホームページ等の強化をまず今年、先ほどの課長の答弁にもありましたように、かかる。それから、インスタグラム等々、あるいは旅行者を含めて、周遊の観光のプログラムみたいなものを旅行者にアピールしていくような活動も推していきたいということと、それから先ほどの答弁の中にも「御朱印」じゃなくて「御周印」という、何と云うんでしょね、それぞれの資産を巡る、回る印というようなものを作って、それらのものを回ってもらいながら、御周印を運営していくというようなことを、今年はまだ強化をしていきたい。それから、アンケートについても、それぞれの地域で来ていただいた方のアンケートというのを去年もやっているんですけど、それをもう少しそのアンケートの中から、何回も来ていただけるような、あるいは来て魅力を発信しているような方なんかを中心に、またそれをもう少し具体的なアンケートなんかを取りながら、集客の手段を考えていこうとかという場合に、それぞれの構成の4つのところ以外の部分、特に絹遺産ということになりますので、先ほどからも出ているような織物は、桐生市を中心としたこれから生産ですとか、そういうものを「かかあ天下『絹物語』」の中のメインにも据えていくとか、製品化を図るとか、そんな形で今年の事業計画の中に具体的なものを今まで以上に、そして指摘を受けている部分を中心に取り組んでいくということで、協議会のほうでは進めているところですので、その中に甘楽町も何か加われば良いかなということで、今年は文化庁のイベント等にも、甘楽町からも文化財の職員にも参加していただくような業務等も協議会で出しますので、そこに参加をしていきたいなと思っております。そんなところで集客を頑張っていきたいなと、広めていきたいなということで進んでおります。それが一番最初のところだと思います。

あと、ジオラマのところでしたっけ。やっぱりジオラマとなると、資料、文化の係のほうでも検討はしてみたんですけども、なかなかその資料をまず見つけるという作業、きちんとしたものを検討していくためには、そこからやっぱりもう一度しっかりやらないと、ジオラマといってもどんな程度のものが作るのかから始まりますので、ちょっとまだ資料集めだとか、そういうのを本当にやるという部分までには、なかなか課の中でも意見はまとまらなかったというのが現状です。すみません、2つだけの答弁です。

◇議長（金田倍視君） 答弁が終了しました。

3回目の質問がありますか。

山田光男議員。

◇9番（山田光男君） 協議会のほうにつきましては、ぜひよろしくお願いたしたいと思いをします。

私も先ほど周遊の、周遊印という部分ですか、一応構成の赤岩地区から持ってきてですか、そういうのを車で行きますと、大体一周200何キロはかかってしまうぐらいの距離で割とびっくりしたんですが、そういう部分に世界遺産も絡めながら、関係施設を絡めながら、できるだけ群馬の養蚕、生糸の歴史・文化をPRしていただけるような形を取っていただければ良いと思います。

また、2番目の部分につきましてはジオラマの部分は、歴史民俗資料館の中に入れてみて、養蚕器具があるだけでなく、ここにジオラマを設置して観光客に見せると、より甘楽町の養蚕文化のすごさというのを感じてもらえるのかなというふうにちょっと思いましたので、その辺は引き続き要望としてよろしくお願いたしたいと思いをします。

では、それで質問はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇議長（金田倍視君） 以上で、山田光男君の質問が終了しました。

これをもちまして、一般質問を終了といたします。

○字句等整理委任の件

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和7年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金田倍視君） ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

○町長挨拶

◇議長（金田倍視君） 以上で、今定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会にあたり挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長。

◇町長（森平仁志君） それでは、お許しをいただきましたので令和7年第3回甘楽町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会も4日に開会し、本日最終日を迎えました。

今定例会におきましては、令和6年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算、一般会計では主に道路新設改良事業あるいは定額減税補足給付金事業、低所得世帯支援給付金などで計8回の補正を行い、歳入では総額前年度対比92.2%にあたる歳入総額67億6,450万9,000円、歳出では総額前年度対比92.0%の総額64億1,767万9,000円という決算額になりました。

そして、令和7年度一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算、教育長の任命、固定資産評価審査委員会委員の選任、人権擁護委員推薦の人事案件、町職員の育児休業等に関する条例の外2件の一部改正、町道路線の廃止及び認定、それぞれ慎重にご審議を賜りました結果、すべて原案どおりご議決、ご同意、ご承認賜りまして誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

本会議の一般質問、そして全員協議会での審議等で寄せられましたご意見そしてご提言等を念頭におきまして、町政執行にこれからも努めてまいる所存ですので、今後ともご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

先日の台風の通過後、朝晩涼しさを少し感じる様になりましたが、まだまだ日中は残暑が厳しい状況です。そして、降雨が少なく水不足はまだまだ解消されていません。限りのある貴重な資源ですので、引き続き節水への取り組みが必要となっています。

開会でも申し上げましたが、台風シーズンが到来となります。災害や緊急事態から町民の皆さんの生命と財産を守るのも町の大きな責務であります。情報伝達や初動対応など万全の準備をしていきたいと考えております。

11月23日には、新屋地区で「地域防災訓練」を実施いたします。多くの皆さんに参加をいただき、有事に備えての心構えと防災意識の高揚を図り、防災対策に万全を期す所存であります。議員の皆様にもお力添えをぜひお願いいたします。

本日は、大勢の傍聴者の皆様にお越しいただきました。そして本日の議会は長時間になりましたけれども、最後まで傍聴いただきましてありがとうございました。今後も多くの皆さんに、議会そして町政に関心を高めていただければというふうに考えております。

結びになりますけども、季節の変わり目となります。暑い夏の疲れが出やすい時期でもあります。議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意されまして、益々ご活躍を賜りますようご祈念申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきますと思います。

大変ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（金田倍視君） 閉会にあたりまして、議長から一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会されました、第3回定例会は上程されたすべての案件を滞りなく終了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚く感謝申し上げます。

本日は大勢の皆様にお越しいただきました。また、皆さんには最後まで傍聴いただき本当にありがとうございます。今後においても町民の声を第一として、開かれた議会、そして町民生活が安定する行政運営をこれからも目指してまいりますので、議会に関心を高めていただき、また参加いただければ幸いです。

残暑が続いております。記録的な暑さと少雨による水不足により水稲、果物など農業への影響が深刻化しております。

これからだんだんと秋に向かい、過ごしやすい季節となります。議員各位並びに町執行各位におかれましては、健康に十分なお留意をおかれましてそれぞれの立場でご活躍されることを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

○閉 会

◇議長（金田倍視君） 以上で、令和7年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後4時39分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 金 田 倍 視

署名議員 中 野 喜 久 勇

署名議員 山 田 邦 彦